

債券内容説明書
令和5年12月8日現在

広島県・広島市折半保証
第30回・第31回・第32回
広島高速道路債券



広島高速道路公社

本債券内容説明書（以下「本説明書」という。）において記載する「広島県・広島市折半保証第30回・第31回・第32回広島高速道路債券」（以下「本債券」といいう。）は、地方道路公社法（昭和45年法律第82号。以下「公社法」という。）第27条の2に基づき、広島高速道路公社（以下「当公社」という。）が発行する公募債券です。

本債券は、広島県及び広島市（以下「設立団体」という。）が折半して債務保証をしている公募債券です。詳細については本説明書3ページ、6ページ、10ページ、34ページ及び35ページをご覧ください。

本債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第3条により同法第2章の規定は適用されず、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は必要とされません。

本説明書は、当公社の事業、財務の内容等について、公社法第26条に定める財務諸表等を基に、当公社が任意に作成したものであり、金融商品取引法第13条第1項に基づく目論見書ではありません。

また、保証体である設立団体に関する事項については、本説明書においては開示しておりません。

当公社の財務諸表は、公社法及び地方道路公社法施行規則（昭和45年建設省令第21号。以下「公社法施行規則」という。）、並びに広島高速道路公社会計規程及び同実施細則に基づき作成され、公社法で規定する当公社監事による意見を付した上で、設立団体の長である広島県知事及び広島市長に提出しているものです。

なお、上記の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定は適用されないため、かかる規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明は受けておりません。

本説明書に関するお問い合わせ先

広島県広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課

電話番号 082-508-6848（代表）

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	2
1 新規発行債券（5年債）	2
2 債券の引受け及び債券に関する事務（5年債）	5
3 新規発行債券（10年債）	6
4 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）	9
5 新規発行債券（20年債）	10
6 債券の引受け及び債券に関する事務（20年債）	13
7 新規発行による手取金の使途	13
第二部 法人情報	14
第1 法人の概況	15
1 主要な経営指標等の推移	15
2 沿革	17
3 事業の内容	18
4 関係会社の状況	35
5 職員の状況	35
第2 事業の状況	36
1 業績等の概要	36
2 対処すべき課題	43
3 事業等のリスク	46
4 経営上の重要な契約等	47
5 研究開発活動	47
6 財政状態及び経営成績の分析	48
第3 設備の状況	50
1 設備投資等の概要	50
2 主要な設備の状況（事業資産）	50
3 設備の新設、除却等の計画	51
第4 法人の状況	52
1 基本金の推移	52
2 役員の状況	52
3 コーポレート・ガバナンスの状況	54
第5 財務の状況	55
1 財務諸表の作成方法	55
2 財務諸表の提出	55
3 財務諸表等	55
(1)令和4事業年度	56
①監事の意見書	56
②財務諸表	57
(2)令和3事業年度	60
①監事の意見書	60
②財務諸表	61

- (注) 1. 本説明書中の数値は、特に他の記載のない限り、令和5年4月1日現在のものです。
2. 本説明書中の表においては、数値が原則として四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。
3. 当公社の事業年度は、各年の4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了します。本説明書中、「令和4事業年度」とは、令和4年4月1日に開始し令和5年3月31日に終了した事業年度をいい、他の表記もその例に倣います。

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行債券（5年債）

銘柄	広島県・広島市折半保証 第30回広島高速道路債券	債券の総額	金3,000百万円
記名・無記名の別	一	発行価額の総額	金3,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	令和5年12月8日
発行価格	各債券の金額100円につき 金100円	申込証拠金	各債券の金額100円につき金 100円とし、払込期日に払込 金に振替充当する。申込証拠 金には利息を付けない。
利税率	年0.567%	払込期日	令和5年12月22日
利払日	毎年6月22日及び 12月22日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の 本店及び国内各支店
償還期限	令和10年12月22日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれを付け、令和6年6月22日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月22日及び12月22日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 債還期日後は、利息を付けない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。</p>		
償還の方法	<p>1 債還金額</p> <p>各債券の金額100円につき金100円</p> <p>2 債還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、令和10年12月22日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 債還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 債還元金の支払場所</p> <p>別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。</p>		
担保	本債券には担保は付されておらず、また、本債券のために特に留保されている資産はない。		

保証		本債券の元金及び利息の支払については、公社法の定めるところにより、設立団体である広島県及び広島市の議会議決（広島県 令和5年3月7日議決、広島市 令和5年3月14日議決）に基づき、設立団体が折半して保証する。
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし (本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。)
	その他の条項	該当事項なし
取得格付		該当事項なし
摘要要項		<p>1 振替債</p> <p>本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。</p> <p>2 募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社広島銀行とする。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。</p> <p>(3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項並びに当公社及び募集の受託会社との間の令和5年12月8日付広島県・広島市折半保証第30回広島高速道路債券募集委託契約に定める事務を行う。</p> <p>(4) 募集の受託会社は、本債券に関し、別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程において定める発行代理人業務及び支払代理人業務を行う。</p> <p>3 公告の方法</p> <p>(1) 当公社は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に關係を有する事項であつて、募集の受託会社が本債券の債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。</p> <p>(2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、広島県報及び広島市報にこれを公告する。</p> <p>4 債券原簿の公示</p> <p>当公社は、当公社本社内に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>5 本債券の発行要項の変更</p> <p>(1) 当公社は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる關係を有する事項を除き本債券の発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、当公社はその内容を公告する。ただし、当公社と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合はこの限りでない。</p>

摘要	<p>6 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に関する事項について決議をすることができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、広島市において行う。</p> <p>(3) 債権者集会は、当公社又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除き、当公社が有する当該債券の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当公社又は募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額の合計額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有する。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当公社は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、次のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、係る決議は効力を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が、法令又は本債券の発行要項の定めに違反するとき ② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③ 決議が著しく不公正であるとき ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき <p>(9) 本債券の債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。当公社又は募集の受託会社は、その代表者若しくは代理人を債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。債権者集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対してその効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社が当たるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか、債権者集会の手続の細則については、当公社と募集の受託会社が協議してこれを定め公告する。</p> <p>7 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務</p> <p>(1) 当公社は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令又は当公社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当公社に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>8 元利金の支払</p> <p>本債券の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。</p>
----	--

2 債券の引受け及び債券に関する事務（5年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
	三菱U F J モルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目 9 番 2 号	1,000	1 引受人は本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。
	S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目 3 番 1 号	1,000	2 本債券の引受手数料は各債券の金額 100 円につき金 22.5 錢とする。
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目 9 番 1 号	1,000	
	計		3,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町一丁目 3 番 8 号		

3 新規発行債券（10年債）

銘柄	広島県・広島市折半保証 第31回広島高速道路債券	債券の総額	金2,700百万円
記名・無記名の別	一	発行価額の総額	金2,700百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	令和5年12月8日
発行価格	各債券の金額100円につき金100円	申込証拠金	各債券の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息を付けない。
利税率	年0.924%	払込期日	令和5年12月22日
利払日	毎年6月22日及び12月22日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	令和15年12月22日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1)本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれを付け、令和6年6月22日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月22日及び12月22日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。 (2)半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。 (3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (4)償還期日後は、利息を付けない。 2 利息の支払場所 別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。		
償還の方法	1 債還金額 各債券の金額100円につき金100円 2 債還の方法及び期限 (1)本債券の元金は、令和15年12月22日にその総額を償還する。 (2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)本債券の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3 債還元金の支払場所 別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。		
担保	本債券には担保は付されておらず、また、本債券のために特に留保されている資産はない。		
保証	本債券の元金及び利息の支払については、公社法の定めるところにより、設立団体である広島県及び広島市の議会議決（広島県 令和5年3月7日議決、広島市 令和5年3月14日議決）に基づき、設立団体が折半して保証する。		

財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし (本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。)
	その他の条項	該当事項なし
取 得 格 付		該当事項なし
摘要		<p>1 振替債</p> <p>本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。</p> <p>2 募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社広島銀行とする。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。</p> <p>(3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項並びに当公社及び募集の受託会社との間の令和5年12月8日付広島県・広島市折半保証第31回広島高速道路債券募集委託契約に定める事務を行う。</p> <p>(4) 募集の受託会社は、本債券に関し、別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程において定める発行代理人業務及び支払代理人業務を行う。</p> <p>3 公告の方法</p> <p>(1) 当公社は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に關係を有する事項であつて、募集の受託会社が本債券の債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。</p> <p>(2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、広島県報及び広島市報にこれを公告する。</p> <p>4 債券原簿の公示</p> <p>当公社は、当公社本社内に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>5 本債券の発行要項の変更</p> <p>(1) 当公社は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる關係を有する事項を除き本債券の発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、当公社はその内容を公告する。ただし、当公社と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合はこの限りでない。</p>

摘要	<p>6 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に関する事項について決議をすることができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、広島市において行う。</p> <p>(3) 債権者集会は、当公社又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除き、当公社が有する当該債券の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当公社又は募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額の合計額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有する。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当公社は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、次のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、係る決議は効力を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が、法令又は本債券の発行要項の定めに違反するとき ② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③ 決議が著しく不公正であるとき ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき <p>(9) 本債券の債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。当公社又は募集の受託会社は、その代表者若しくは代理人を債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。債権者集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対してその効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社が当たるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか、債権者集会の手続の細則については、当公社と募集の受託会社が協議してこれを定め公告する。</p> <p>7 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務</p> <p>(1) 当公社は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令又は当公社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当公社に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>8 元利金の支払</p> <p>本債券の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。</p>
----	--

4 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	900	1 引受人は本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。
	SMB日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	900	2 本債券の引受手数料は各債券の金額100円につき金30銭とする。
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	900	
	計		2,700	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号		

5 新規発行債券（20年債）

銘柄	広島県・広島市折半保証 第32回広島高速道路債券	債券の総額	金3,200百万円
記名・無記名の別	一	発行価額の総額	金3,200百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	令和5年12月8日
発行価格	各債券の金額100円につき金100円	申込証拠金	各債券の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息を付けない。
利税率	年1.603%	払込期日	令和5年12月22日
利払日	毎年6月22日及び12月22日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	令和25年12月22日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1)本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれを付け、令和6年6月22日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月22日及び12月22日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。 (2)半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。 (3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (4)償還期日後は、利息を付けない。 2 利息の支払場所 別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。		
償還の方法	1 債還金額 各債券の金額100円につき金100円 2 債還の方法及び期限 (1)本債券の元金は、令和25年12月22日にその総額を償還する。 (2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)本債券の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3 債還元金の支払場所 別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。		
担保	本債券には担保は付されておらず、また、本債券のために特に留保されている資産はない。		
保証	本債券の元金及び利息の支払については、公社法の定めるところにより、設立団体である広島県及び広島市の議会議決（広島県 令和5年3月7日議決、広島市 令和5年3月14日議決）に基づき、設立団体が折半して保証する。		

財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし (本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。)
	その他の条項	該当事項なし
取 得 格 付	該当事項なし	
<p>1 振替債</p> <p>本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。</p> <p>2 募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社広島銀行とする。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。</p> <p>(3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項並びに当公社及び募集の受託会社との間の令和5年12月8日付広島県・広島市折半保証第32回広島高速道路債券募集委託契約に定める事務を行う。</p> <p>(4) 募集の受託会社は、本債券に関し、別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程において定める発行代理人業務及び支払代理人業務を行う。</p> <p>3 公告の方法</p> <p>(1) 当公社は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に關係を有する事項であつて、募集の受託会社が本債券の債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。</p> <p>(2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、広島県報及び広島市報にこれを公告する。</p> <p>4 債券原簿の公示</p> <p>当公社は、当公社本社内に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>5 本債券の発行要項の変更</p> <p>(1) 当公社は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる關係を有する事項を除き本債券の発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、当公社はその内容を公告する。ただし、当公社と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合はこの限りでない。</p>		

摘要	<p>6 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に関する事項について決議をすることができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、広島市において行う。</p> <p>(3) 債権者集会は、当公社又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除き、当公社が有する当該債券の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当公社又は募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額の合計額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有する。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当公社は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、次のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、係る決議は効力を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が、法令又は本債券の発行要項の定めに違反するとき ② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③ 決議が著しく不公正であるとき ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき <p>(9) 本債券の債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。当公社又は募集の受託会社は、その代表者若しくは代理人を債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。債権者集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対してその効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社が当たるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか、債権者集会の手続の細則については、当公社と募集の受託会社が協議してこれを定め公告する。</p> <p>7 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務</p> <p>(1) 当公社は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令又は当公社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当公社に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>8 元利金の支払</p> <p>本債券の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。</p>
----	--

6 債券の引受け及び債券に関する事務（20年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	1,200	1 引受人は本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。
	SMB日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,000	2 本債券の引受手数料は各債券の金額100円につき金40銭とする。
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,000	
	計		3,200	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号		

7 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
8,900,000千円	32,137千円	8,867,863千円

(注) 上記金額は、第30回広島高速道路債券、第31回広島高速道路債券及び第32回広島高速道路債券の合計額です。

(2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額8,867,863千円は、その全額を令和6年3月末までに借換資金の支出に充当する予定です。

第二部 法人情報

第1 法人の概況

1 主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

決算年度	平成30 事業年度	令和元 事業年度	令和2 事業年度	令和3 事業年度	令和4 事業年度
経常収益	12,900	13,763	11,445	11,754	12,604
道路料金収入	12,071	12,486	10,776	11,229	12,144
道路管理費	3,807	4,037	4,902	5,375	4,959
償還準備金繰入 *1	6,084	6,927	4,609	4,525	5,930
償還準備積立金繰入 *2	42	725	281	28	51
支払利息 *3	1,565	1,337	1,129	976	898
有利子負債残高 *4	182,901	186,770	192,196	195,701	194,986
償還準備金 *5	55,835	62,762	67,371	71,896	77,826
償還準備積立金 *6	11,875	12,600	12,882	12,910	12,961
基本金 *7	82,807	85,430	86,627	87,302	88,005
純資産額 *8	82,942	85,564	86,762	87,437	88,139
総資産額 *9	390,438	407,479	412,307	413,121	412,115
職員数 *10	65 人	66 人	65 人	73 人	75 人

*1 当公社には議決権を所有する子会社及び関連会社がないため、連結財務諸表は作成していません。

*2 消費税は税込方式によっています。

◇主要な経営指標等の説明

- *1 債還準備金繰入＝毎期の道路事業に係る収入と金利を含む費用の差（収支差）
- *2 債還準備積立金繰入＝毎期の有料道路建設事業に係る消費税の還付金
- *3 支払利息＝債券利息＋借入金利息（地方公共団体借入金、地方公共団体金融機関借入金、市中銀行等借入金）
- *4 有利子負債残高＝道路債券＋地方公共団体借入金＋地方公共団体金融機関借入金＋市中銀行等借入金
- *5 債還準備金＝債還準備金繰入の累計
- *6 債還準備積立金＝債還準備積立金繰入の累計
- *7 基本金＝地方公共団体（設立団体）の出資金
- *8 純資産額＝基本金＋剰余金
- *9 総資産額＝流動資産＋固定資産＋繰延資産＝資産合計
- *10 職員数＝各事業年度4月1日現在の定員（役員を除く。）

〔参考〕広島高速道路事業における主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

決算年度	平成30 事業年度	令和元 事業年度	令和2 事業年度	令和3 事業年度	令和4 事業年度
営業中道路に係る収益 A *11	12,200	12,780	11,116	11,395	12,301
営業中道路に係る費用 B *12	6,116	5,853	6,507	6,870	6,371
償還準備金繰入 A-B	6,084	6,927	4,609	4,525	5,930
収支率 B/A *13	50.1%	45.8%	58.5%	60.3%	51.8%
道路資産 C *14	304,279	304,279	304,279	304,279	304,279
償還準備金 D	55,835	62,762	67,371	71,896	77,826
償還準備積立金 E	11,875	12,600	12,882	12,910	12,961
要償還額 C-D-E *15	236,569	228,917	224,026	219,473	213,492
償還率 (%) (D+E)/C *16	22.3%	24.8%	26.4%	27.9%	29.8%

◇広島高速道路事業における主要な経営指標等の説明

*11 営業中道路に係る収益=道路料金収入+E T Cマイレージ還元負担金収入+E T Cマイレージ引当金戻入+業務雑収入+道路部門の業務外収益

*12 営業中道路に係る費用=道路管理費+E T Cマイレージ還元負担金+E T Cマイレージ引当金繰入+一般管理費（一般管理費、退職給付費用、賞与引当金繰入額、減価償却費）+業務外費用

*13 収支率 (%) = (営業中道路に係る費用／営業中道路に係る収益) × 100

*14 道路資産=営業中道路投資額

*15 要償還額=道路資産-償還準備金-償還準備積立金

*16 債還率 (%) = ((償還準備金+償還準備積立金)／道路資産) × 100

2 沿革

(1) 設立までの経緯

広島都市圏における幹線道路網計画については、平成4年8月、広島周辺幹線道路網整備連絡協議会（構成：建設省中国地方建設局、広島県、広島市、日本道路公団）において、「高速性・定時性機能の強化」を図る観点から、自動車専用道路等の計画を明確にした幹線道路整備の基本的な考え方を取りまとめられました。

平成6年12月には、この計画に盛り込まれている広島都市圏の自動車専用道路網のすべてが地域高規格道路に指定されました。

その後、これらの自動車専用道路網整備の進め方について、中国地方建設局、広島県、広島市において種々調査・検討が重ねられ、平成8年4月、中国地方建設局長、広島県知事、広島市長の間において、広島都市圏の自動車専用道路網の整備促進を図るため、「指定都市高速道路」の導入を積極的に進めることができました。

これを受けて、平成9年度予算要望において指定都市高速道路の事業化を要望し、自治大臣の出資承認、建設大臣の設立認可を得て、平成9年6月3日、当公社が設立されました。

(2) 設立以降

年 月	事項
平成 9 年 6 月	広島高速道路公社の設立 安芸府中道路（高速1号線）の都市計画の決定
平成 9 年 9 月	広島高速道路（4路線）の整備計画及び工事実施計画の許可（建設大臣）
平成 9 年 10 月	高速1号線（馬木～間所間）4.2kmの供用（一般有料道路安芸府中道路から高速1号線へ移行（広島県道路公社から道路取得））
平成 11 年 3 月	東部線（高速5号線）の都市計画の決定 安芸府中道路の都市計画の変更
平成 11 年 12 月	府中仁保道路（高速2号線）の都市計画の変更 広島西風新都線（高速4号線）の都市計画の変更
平成 12 年 3 月	高速3号線（仁保～宇品間）2.6kmを供用
平成 12 年 9 月	広島高速道路の整備計画の第1回変更（高速5号線の追加）許可（建設大臣） ※工事実施計画の変更を含む。
平成 13 年 3 月	東部線の都市計画の変更 府中仁保道路の都市計画の変更
平成 13 年 7 月	府中仁保道路の都市計画の変更
平成 13 年 10 月	高速4号線（中広～沼田間）4.9kmを供用
平成 18 年 2 月	広島高速道路の整備計画の第2回変更（事業費の変更及び工期の見直し）許可（国土交通大臣） ※工事実施計画の変更を含む。
平成 18 年 10 月	高速1号線延伸区間（広島東～馬木間）2.3kmを供用 高速1号線都市高速広島東料金所 ETC（自動料金収受システム）運用開始
平成 18 年 12 月	安芸府中道路の都市計画の変更
平成 19 年 7 月	広島南道路（高速3号線）の都市計画の変更
平成 20 年 4 月	全料金所でETCの運用を開始
平成 22 年 4 月	高速2号線（温品～仁保間）5.9km、高速3号線（宇品～吉島間）2.2kmを供用 全料金所で無線通行によるETC運用開始 新たな料金制度（対距離料金制）・割引制度の導入
平成 26 年 3 月	広島高速道路の整備計画の第3回変更（事業費の変更及び工期の見直し）許可（国土交通大臣） ※工事実施計画の変更を含む。 高速3号線（吉島～観音間）2.9kmを供用
平成 28 年 12 月	広島高速道路の整備計画の第4回変更（事業費の変更及び工期の見直し）許可（国土交通大臣） ※工事実施計画の変更を含む。
令和 2 年 1 月	広島高速道路の整備計画の第5回変更（事業費の変更及び工期の見直し）許可（国土交通大臣） ※工事実施計画の変更を含む。
令和 5 年 10 月	広島高速道路の整備計画の第6回変更（事業費の変更及び工期の見直し）許可（国土交通大臣） ※工事実施計画の変更を含む。

3 事業の内容

(1) 当公社の概要

- ① 目的 当公社は、広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について、料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して、交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的としています。
- ② 設立団体 広島県、広島市
- ③ 基本財産 88,005百万円（設立団体が2分の1ずつ出資）
(基本金)
- ④ 業務の範囲 当公社は、公社法及び広島高速道路公社定款（以下「定款」という。）により、次の業務を行います。
ア 有料の指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理
イ 国や地方公共団体等の委託に基づき行う指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路の管理、又は委託に基づき行う道路の用に供する土地の造成を主たる目的とする土地区画整理事業
ウ 上記アの指定都市高速道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他地方道路公社法施行令（昭和45年政令第202号。以下「公社法施行令」という。）第4条で定める施設の建設及び管理
エ 上記に掲げる業務に附帯する業務
オ 上記に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国や地方公共団体等の委託に基づき行う道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究
カ 広島県知事の認可を受けて行う上記アの指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他公社法施行令第5条に定める施設（以下「事務所等」という。）の建設及び管理
キ 広島県知事の認可を受けて、委託に基づき行う上記アの指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理
ク 上記カ及び上記キに掲げる業務に附帯する業務

(2) 国及び広島県、広島市との関係

① 公社法に基づく主な認可、承認等

ア 設立の認可（公社法第8条、第9条）

道路公社を設立しようとする地方公共団体は、議会の議決を経て、かつ、定款及び業務方法書を作成して国土交通大臣の認可を受けなければならぬこととなっています。

当公社は、平成9年3月に広島県議会及び広島市議会の議決を経て、同年5月30日に建設大臣（当時）の設立認可を受け、同年6月3日に設立されました。

イ 定款及び業務方法書の変更（公社法第5条、第22条）

当公社の定款又は業務方法書を変更するときは、国土交通大臣の認可を受けなければならぬこととなっています。

なお、定款変更が、基本計画の変更、業務の範囲の変更又は基本財産の額の増加であるときは、設立団体があらかじめ議会の議決を経なければならないこととされています。

ウ 役員の任命（公社法第 13 条）

当公社の理事長及び監事は、設立団体の長が任命することとされています。

当公社の副理事長及び理事は、理事長が設立団体の長の認可を受けて任命することとされています。

エ 予算、事業計画及び資金計画（公社法第 24 条）

当公社の毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画は、当該事業年度の開始前に設立団体の長の承認を受けることとされています。

オ 財務諸表等の提出（公社法第 26 条）

当公社は、毎事業年度、財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）を作成し、決算完結後 2 か月以内に設立団体の長に提出することとされています。

なお、広島県知事及び広島市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項に基づき、当公社の経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提出することとされています。

カ 報告及び検査（公社法第 38 条）

国土交通大臣又は設立団体の長は、当公社の業務及び資産の状況に関する報告を求め、又はその職員に検査させることができます。

キ 監督命令（公社法第 39 条）

国土交通大臣又は設立団体の長は、当公社の業務に関し、監督上必要な命令をすることができます。

ク 監督権限（公社法施行令第 8 条）

上記公社法第 38 条又は第 39 条の規定による権限は、設立団体の長が行うものとされており、国土交通大臣については、特に必要があると認めるときは、これらの権限を行うことができるとされています。

② 道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号。以下「特措法」という。）に基づく主な許可等

ア 整備計画（特措法第 12 条、第 16 条）

当公社が指定都市高速道路を新設又は改築しようとするときは、整備計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととされており、これを変更しようとするときも同様とされています。

なお、許可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者（広島県及び広島市。以下「道路管理者」という。）の同意を得なければならないこととされており、道路管理者が同意をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならないこととされています。

イ 料金及び料金徴収期間（特措法第 13 条、第 16 条）

当公社が新設又は改築した指定都市高速道路について料金を徴収しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととされており、これを変更しようとするときも同様とされています。

なお、認可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者の同意を得なければならないこととされています。

③ 広島県及び広島市による監査

ア 広島県及び広島市の監査委員による監査

当公社は、地方自治法第199条第7項後段及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の7第1項に基づき、広島県及び広島市の監査委員による監査の対象となっております。

直近では、令和2年11月に令和元事業年度から監査実施日までにおける財政的援助に係る出納その他の事務の執行を対象とした広島県監査委員による監査を受け、重要な点において指摘事項等はありませんでした。

イ 広島県及び広島市の包括外部監査人による監査

当公社は、地方自治法第252条の37に基づき、広島県及び広島市の包括外部監査人による監査の対象となっています。

[参考] 当公社に関連する法律の概要について

○都市計画法（昭和43年法律第100号）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与するため、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関する必要な事項を定める法律です。当公社は、本法に基づく都市計画において定められた指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行うことができます。

○地方道路公社法（昭和45年法律第82号）

地方道路公社の設立目的等を定めるとともに、出資、組織、業務範囲、財務会計、国・地方公共団体等の監督等について規定しています。

○道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）

道路の整備を促進し、交通の利便を増進するため、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定める法律です。

当公社が新設、改築等を行うことができる広島高速道路も本法に基づくものです。

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

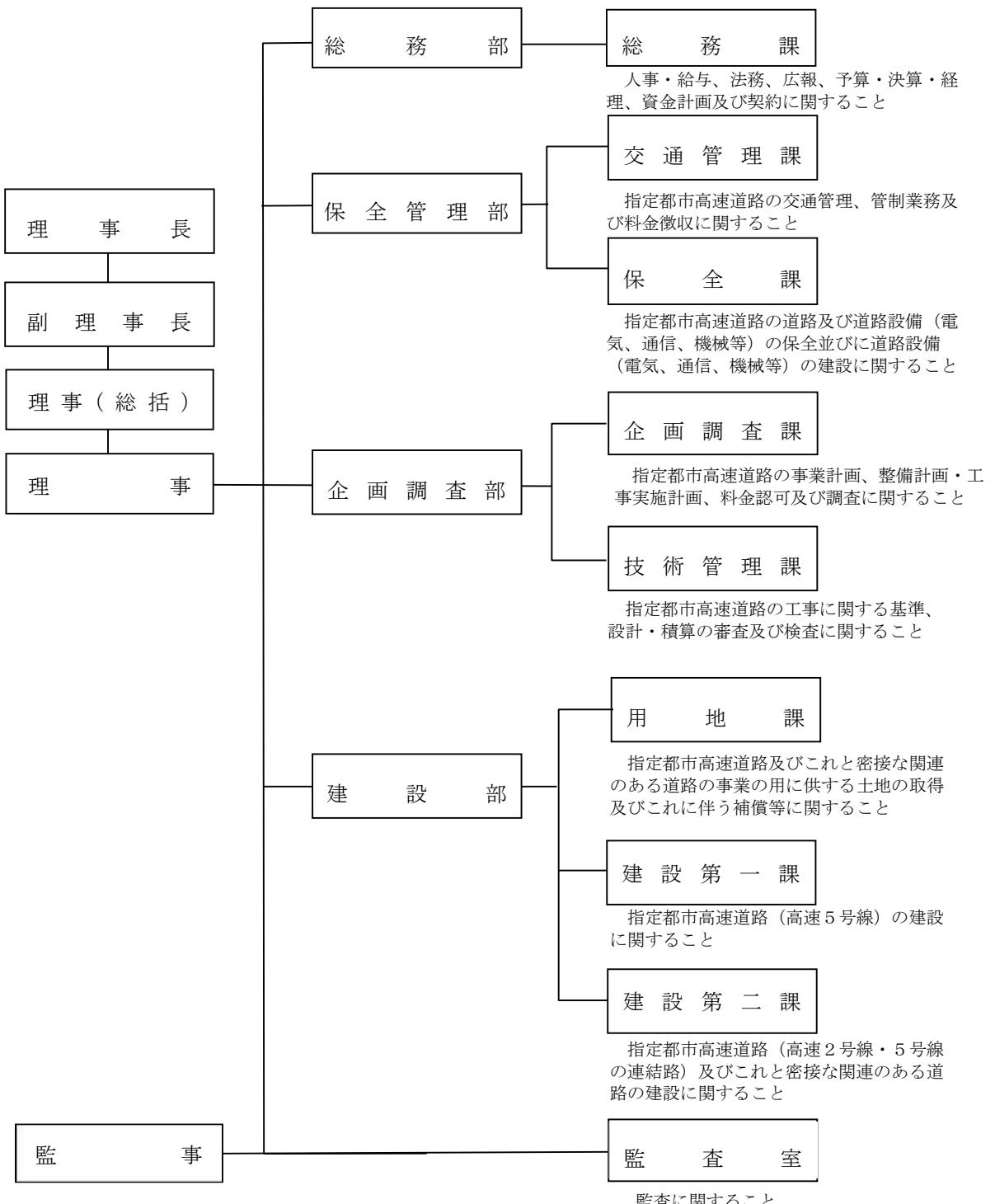
地方自治法第199条第7項後段及び同法施行令第140条の7第1項では、地方公共団体の監査委員は、必要があると認めるとき又は地方公共団体の長の要求があるときは、当該地方公共団体が出資金の4分の1以上を出資している法人を監査することができると規定しており、当公社はこの法人に該当します。

また、地方自治法第252条の37では、包括外部監査人は、必要があると認めるときは、当該地方公共団体が出資金の4分の1以上を出資している法人を監査することができると規定しており、当公社はこの法人に該当します。

(3) 当公社の組織

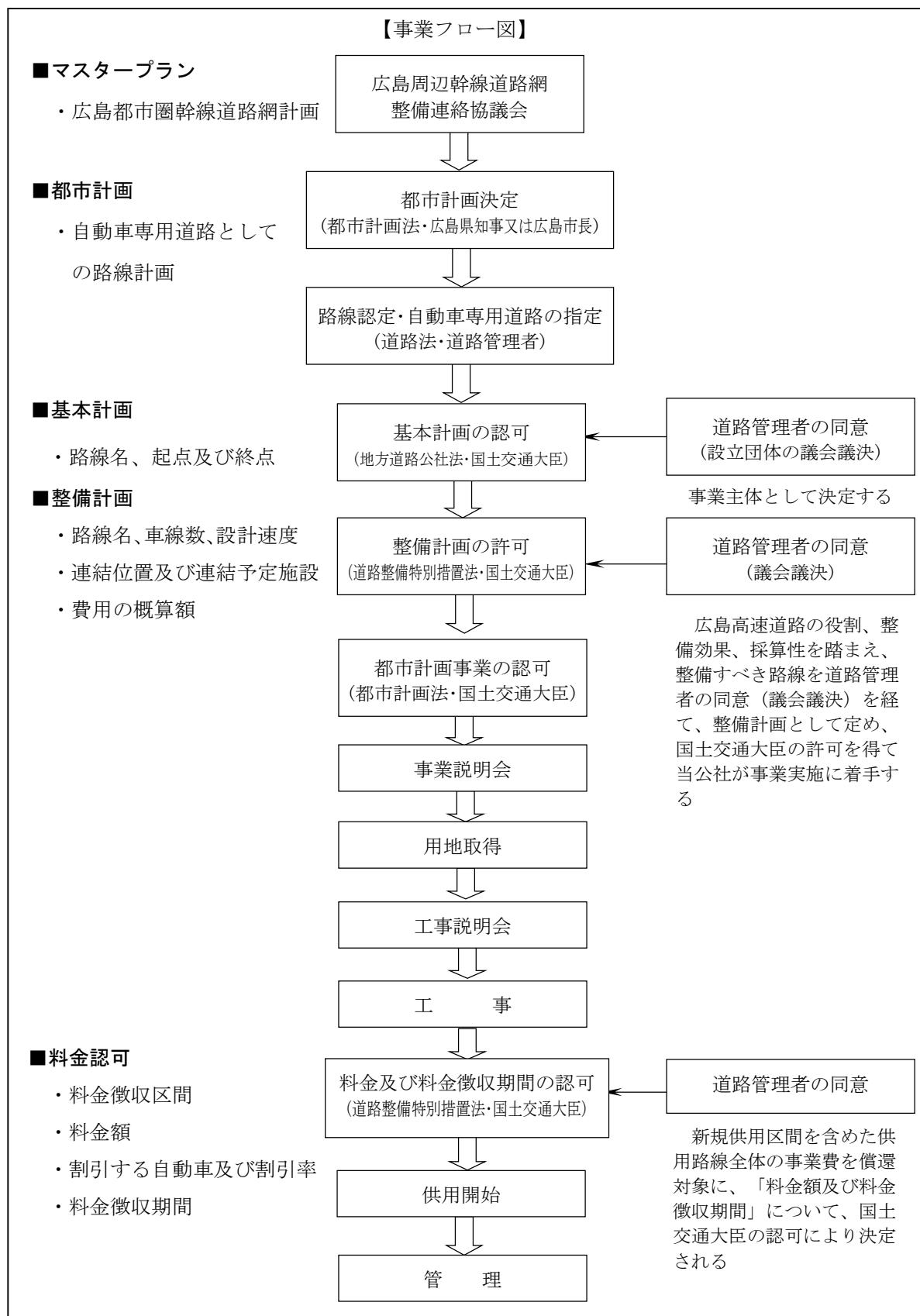
当公社における組織体制は、次のとおりです。

(令和 5 年 4 月 1 日現在)



(4) 事業の流れ

広島高速道路の計画決定から供用開始、管理までの主な事業の流れは、以下のとおりです。



(5) 当公社の事業の概要

当公社が現在行っている主な業務は、広島高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理です。

① 事業計画

ア 基本計画

広島高速道路の基本計画は、平成9年5月に定款に定められ、平成12年6月に第1回目の変更を行い、現在、次のとおりとなっています。

基　本　計　画			(参考) 都市計画法上の 名　称	
路　線　名 (道路法上の名称)	管　理　の　区　間			
	起　点	終　点		
広島高速1号線 (県道広島東インター線)	広島市 東区福田町	広島市 東区温品二丁目	安芸府中道路	
広島高速2号線 (県道府中仁保線)	広島市 東区温品町	広島市 南区仁保沖町	府中仁保道路	
広島高速3号線 (市道広島南道路)	広島市 南区仁保沖町	広島市 西区商工センター 一丁目	広島南道路	
広島高速4号線 (市道西1区広島西風新都線) (市道西3区広島西風新都線) (市道安佐南4区広島西風新都線) (市道安佐南4区518号線) (市道佐伯1区380号線)	広島市 西区中広町一丁目	広島市 佐伯区五日市町石内	広島西風新都線	
広島高速5号線 (県道温品二葉の里線)	広島市 東区温品町	広島市 東区二葉の里三丁目	東部線	

広島高速道路は、基本計画路線の安芸府中道路、府中仁保道路、広島南道路、広島西風新都線、東部線（安芸府中道路～広島駅北口間）の5路線と、今後、都市計画決定等の計画熟度の高まりに応じて段階的に整備に取り組むこととしている東部線（広島駅北口～広島西風新都線間）、南北線（仮称）、草津沼田道路（仮称）の計7路線で構成されています。

これら7路線は、平成4年8月に策定された広島都市圏の自動車専用道路網計画に位置づけられており、都市内の環状型道路と放射道路で構成され、主に都市内交通を処理する機能を有する路線です。

現在の基本計画路線は、広島市周辺に整備あるいは計画されている国土開発幹線自動車道等と接続する計画です。

広島高速1号線 山陽自動車道 広島東IC

広島高速2号線 広島呉道路、一般国道2号東広島バイパス（広島南道路を介して）

広島高速3号線 東方面 広島呉道路、一般国道2号東広島バイパス（広島南道路を介して）
西方面 広島岩国道路（広島南道路を介して）

広島高速4号線 山陽自動車道 五日市IC

広島高速5号線 山陽自動車道 広島東IC（広島高速1号線を介して）

広島高速道路図



案内名称 路線番号・都市計画道路法上の名称を道路標識などにより表示・提供を行っています。

路線番号	路線名	都市計画道路法上の名称	区間	延長(km)
①	高速1号線	安芸府中道路	都市高速広島東～温品JCT	6.5
②	高速2号線	府中仁保道路	温品JCT～仁保JCT	5.9
③	高速3号線	広島南道路	仁保JCT～都市高速観音	7.7
④	高速4号線	広島西風新都線	中広～沼田	4.9
⑤	高速5号線	東部線	温品JCT～広島駅北口	4.0 (事業中)
				合計 29.0

イ 整備計画

広島高速道路の整備計画は、広島高速1号線から5号線の5路線 延長29.0kmを、総事業費約4,340億円で、令和10事業年度末までに建設することとしています。

手続の流れにつきましては、本説明書の22ページ「(4)事業の流れ」及び29ページ「④当公社の料金制度 イ 料金の決定手続」をご参照ください。

路 線 名	区 間	工 期	延長※ (km)	事業費 (億円)
広島高速 1号線 (安芸府中道路)	県道 広島東インター線	広島市東区福田町～ 東区温品二丁目	H9～H21 (H9, H18供用)	(6.5) 6.5
広島高速 2号線 (府中仁保道路)	県道 府中仁保線	広島市東区温品町～ 南区仁保沖町	H11～H25 (H22供用)	(5.9) 5.9
広島高速 3号線 (広島南道路)	市道 広島南道路	広島市南区仁保沖町～ 西区觀音新町四丁目	H9～H25 (H11, H22, H25 供用)	(7.7) 7.7
広島高速 4号線 (広島西風新都線)	市道 広島西風新都線	広島市西区中広町一丁 目～安佐南区大塚東町	H9～H21 (H13供用)	(4.9) 4.9
広島高速 5号線 (東部線)	県道 温品二葉の里線	広島市東区温品町～ 東区二葉の里三丁目	H12～R10	4.0
計				(25.0) 29.0

※ ()は、供用延長で内数です。

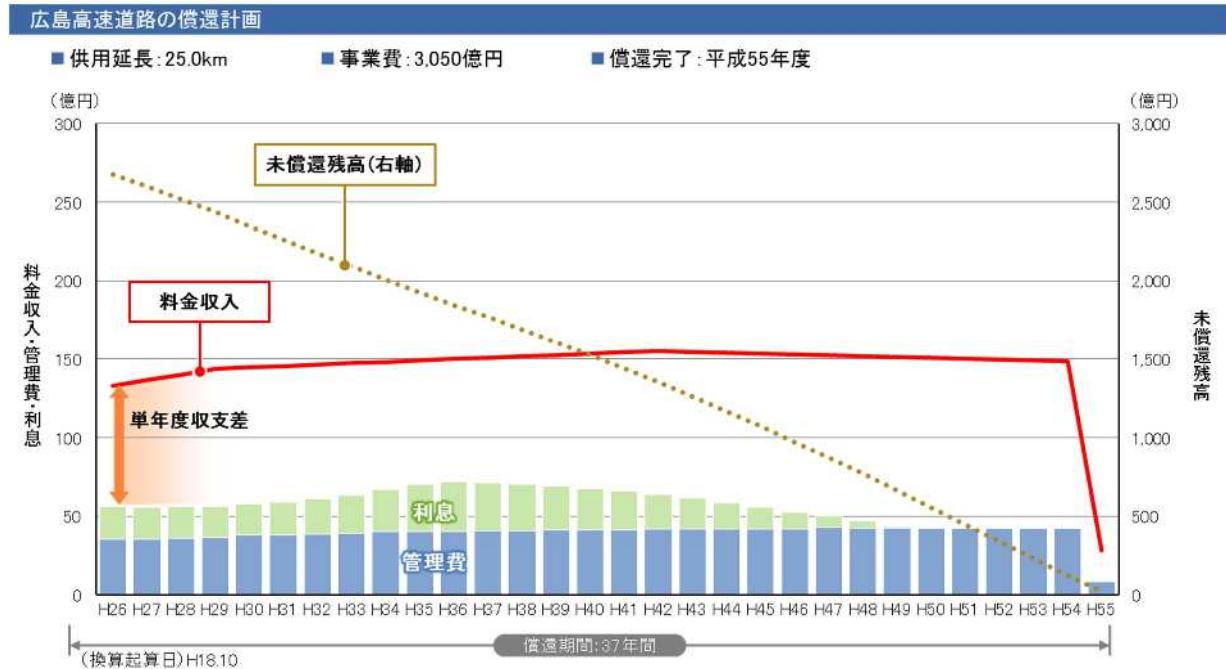
整備計画における広島高速道路の構造規格は以下のとおりです。

路 線 名	広島高速1号線、2号線、4号線、5号線	広島高速3号線
車 線 数	4車線※	
道 路 の 区 分	道路構造令第2種第2級	道路構造令第2種第1級
設 計 速 度	60km/h	80km/h
一 車 線 の 幅 員	3.25m	3.50m

※ 広島高速2号線及び広島高速3号線の一部の区間並びに広島高速5号線については、暫定的に2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ、残りの2車線を完成するものとしています。

ウ 収支計画

料金認可（平成 26 年 3 月）における収支計画のイメージ図は、次のとおりとなっています。



※ 料金認可（平成 26 年 3 月）の値を使用し、現在供用中の路線である、広島高速 1 号線、2 号線、3 号線、4 号線の料金収入や建設・管理に要する収入・費用にもとづく償還計画をイメージとして作成しています。換算起算日（全路線の平均的開通日・平成 18 年 10 月）から 36 年 8 か月で償還が完了する計画です。

現在建設中の広島高速 5 号線が供用開始された場合には、新たな償還計画に基づいたイメージ図に変更される予定です。

② 管理の概要

ア 供用区間

広島高速道路の供用区間は、広島高速1号線の都市高速広島東ICから温品JCTまでの区間約6.5km、広島高速2号線の温品JCTから仁保JCTまでの区間約5.9km、広島高速3号線の仁保JCTから都市高速観音までの区間約7.7km、広島高速4号線の中広から大塚東町までの区間約4.9kmの計約25.0kmです。

広島 高速 1号線	区間	広島市東区福田町から広島市東区温品二丁目まで	
	構造基準	道路構造令第2種第2級	
	道路規模	供用延長	約6.5km
		車線数	往復分離4車線
		幅員	一車線幅員 3.25m
	供用開始日	平成9年10月1日（広島市東区馬木町から広島市東区温品二丁目まで） 平成18年10月16日（広島市東区福田町から広島市東区馬木町まで）	
広島 高速 2号線	区間	広島市東区温品町から広島市南区仁保沖町まで	
	構造基準	道路構造令第2種第2級	
	道路規模	供用延長	約5.9km
		車線数	往復分離4車線（※往復分離2車線）
		幅員	一車線幅員 3.25m
	供用開始日	平成22年4月26日	
※ 広島市南区東雲三丁目から広島市南区仁保四丁目までの区間は2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとしている。			
広島 高速 3号線	区間	広島市南区仁保沖町から広島市西区観音新町四丁目まで	
	構造基準	道路構造令第2種第1級	
	道路規模	供用延長	約7.7km
		車線数	往復分離4車線（※往復分離2車線）
		幅員	一車線幅員 3.25m又は3.50m
	供用開始日	平成12年3月19日（広島市南区仁保沖町から広島市南区宇品海岸三丁目まで） 平成22年4月26日（広島市南区宇品海岸三丁目から広島市中区光南四丁目まで） 平成26年3月23日（広島市中区光南四丁目から広島市西区観音新町四丁目まで）	
※ 広島市南区宇品海岸三丁目から広島市西区観音新町四丁目までの区間は2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとしている。 また、この区間の一車線幅員は、3.25mとしている。			
広島 高速 4号線	区間	広島市西区中広町一丁目から広島市安佐南区大塚東町まで	
	構造基準	道路構造令第2種第2級	
	道路規模	供用延長	約4.9km
		車線数	往復分離4車線
		幅員	一車線幅員 3.25m
	供用開始日	平成13年10月2日	

通行条件	速 度 制 限	本線部分	60km/h	
		ランプ部分	40km/h・50km/h・60km/h	
通行条件	車両制限	車両制限令第3条による。ただし、特別に許可を受けた車両は除く。		
		重 量	総 重 量 25 t	
			軸 重 10 t	
通行条件	車両制限	寸 法	幅 2.5m	
			高 さ 4.1m	
			長 さ 12.0m	

③ 都市高速道路の特性

都市高速道路は自動車のための専用道路で、信号や交差点がなく定速で走りやすい構造になっていることから、一般道路と比べてより少ない車線数で大量の交通を流すことができます。したがって、土地の制約が大きく、かつ大量の自動車交通が発生する都市圏では、大変有用な道路といえます。

また、定速走行が可能であることから、一般道路に比べ、燃費効率の向上、大気汚染物質排出量の低減、効果的な騒音対策が可能であるなど、環境対策面でも優れた特性を持っており、さらに、交通事故も少ないなど、様々な利点を持っています。

限られた予算の中で、計画されている都市内のすべての道路網を早期に整備するには相当の期間を要します。このため、有料道路制度を活用して都市高速道路の一層の整備促進を図ることが都市の渋滞対策、環境対策に大きく寄与するものと考えています。

④ 当公社の料金制度

一般道路は税金で造られていることから通行料は無料となっています。しかし、限られた公共事業費では緊急に整備が必要とされる道路事業の費用を賄いきれないという実情から、借入金で道路を造り利用者から通行料金を徴収してその返済に充てる有料道路制度が制定（昭和27年）され、広島高速道路もこの制度によって建設されています。

ア 通行料金決定の基本的な考え方

(ア) 償還主義

一定の料金徴収期間内に得られる総料金収入額をもって、総費用（建設費、維持管理費及び借入金利息）を賄うこと（営利目的でないことから、利潤は含んでいません。）

(イ) 公正妥当主義

利用者の支払い能力や他の交通機関の運賃等を勘案して、公正妥当であること

イ 料金の決定手続

当公社が作成した料金案について、道路管理者の同意を得た上で、国土交通大臣の認可を得る手続が必要となります。

当公社は、料金案の作成に先立ち、お客様からのご意見を聴取するとともに、当公社理事長が、有識者等からなる「広島高速道路料金問題調査会」に諮問し、その答申に基づいて料金案を作成しています。

ウ 料金プール制

都市高速道路は各路線の利用交通が相互に連絡し、全体として一つのネットワークを形成して初めてその機能が発揮されるものであり、また、道路毎に別々の料金を定めると建設時期により料金の不公平が生じること等から、自動車交通上密接な関連を有する道路について、一定の料金収受期間内の料金収入総額と償還対象費用の合計額が見合うように料金を定める料金プール制が採用されています。

エ 料金制

供用している広島高速道路 4 路線では、平成 22 年 4 月、広島高速 2 号線、3 号線Ⅱ期の新規供用に伴い、距離に応じて料金を定めた「対距離料金制」を採用しています。これは、「対距離料金制」が距離に応じた公平で使いやすい料金体系であること、短い区間でも利用しやすい料金とすることが可能であり、高速道路の有効活用が図られること、これまでの供用区間の料金の据え置きが可能となることによるものです。

オ 料金収受期間

広島高速道路の料金収受期間は、換算起算日から 40 年以内とされています。

料金収受期間の起算日については、当初、最初の開通の日からとされていました。しかしながら、これでは後から建設された路線の建設費を短期間で償還しなければならず、料金水準が急激に上昇することになってしまいます。

このため、各路線の建設費と開通日とを加重平均して、料金収受期間の起算日を換算して算出する方法を採用しています。

(6) 広島高速道路の料金

供用区間に係る料金については、料金認可（平成 26 年 3 月）及び令和元年 10 月 1 日の消費税率等の引上げに基づいて以下のとおり定めております。

広島高速道路の料金については、国土交通大臣の認可を受けて決めることとなります。手続の流れについては、本説明書の 22 ページ「(4) 事業の流れ」及び 29 ページ「④当公社の料金制度 イ 料金の決定手続」をご参照ください。

① 料金表

○ 広島高速 1 号線、広島高速 2 号線、広島高速 3 号線

(単位：円)

580	580		580	580	580		470		310			都市高速 広島東 福田	
730	730		730	730	730		580		370				
580	580		580	580	520		370		210			馬木	
730	730		730	730	680		470		260				
580	580		580	580	420		260		50	温品			
730	730		730	730	520		310		100				
										間所	150 310	420 730	630 1,000
580	580		580	470	260		150	矢賀					
730	730		730	580	310		210						
								府中	370 580		520 890	790 1,310	940 1,570
580	580		470	310	150	大州							
730	730		580	370	210								
						東雲	370 580		520 890		890 1,470	1,100 1,890	1,200 2,040
580	470		150	※仁保 仁保 JCT			630 1,000		940 1,570		1,200 2,040	1,200 2,040	1,200 2,040
730	580		210										
				宇品	370 580		940 1,570		1,200 2,040		1,200 2,040	1,200 2,040	1,200 2,040
310	150	出島											
420	210												
	吉島		370		940		1,200		1,200		1,200	1,200	1,200
			580		1,570		2,040		2,040		2,040	2,040	2,040
都市高速 観音			680		1,200		1,200		1,200		1,200	1,200	1,200
			1,150		2,040		2,040		2,040		2,040	2,040	2,040

※1 「仁保」入口から広島高速 1 号線、2 号線方面の通行はできません。また、高速 1 号線、2 号線方面から「仁保」出口への通行はできません。ただし、「仁保 J C T」（海田大橋又は広島呉道路）方面から広島高速 1 号線、2 号線方面へは通行できます。

※2 「仁保」出入口と坂料金所（広島呉道路）の間、「仁保」出入口と海田料金所（海田大橋）の間は、広島高速道路の通行料金は不要です。

○ 広島高速 4 号線

(単位：円)

310 420	沼田
中広	680 1,150

凡例

上段/軽自動車等 下段/普通車	出入口名
出入口名	上段/大型車 下段/特大型車

② 障がい者割引

身体障がい者手帳の交付を受けている人が自ら運転する場合、又は重度の身体障がい者若しくは重度の知的障がい者が同乗し、障がい者本人以外の人が運転する場合に対し、現金又はE T Cで徴収する通行料金を最大50%割引します。（事前に福祉事務所等で登録が必要）

③ E T Cの料金割引

ア 時間帯割引

最大10%割引（6時～9時、17時～20時）

イ 乗継割引

広島高速1、2、3号線と広島高速4号線を乗継ぎ（90分以内）した場合の割引
最大420円割引（普通車の場合）

ウ マイレージサービス

利用頻度に応じた割引（一般利用者向け）

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	100円につき
1通行ごと 100円につき 1ポイント	5千円以下の部分	0ポイント
	5千円を超え1万円以下の部分	3ポイント
	1万円を超え2万円以下の部分	6ポイント
	2万円を超え3万円以下の部分	12ポイント
	3万円を超えた部分	19ポイント

エ コーポレート割引

利用頻度に応じた割引（事業者向け）

月間利用額区分	割引率
5千円以下の部分	0%
5千円を超え1万円以下の部分	4%
1万円を超え2万円以下の部分	7%
2万円を超え3万円以下の部分	12%
3万円を超えた部分	18%

オ 路線バス割引

事前登録した路線バスがE T Cを利用する際の割引

最大30%割引

(7) 当公社の資金調達について

① 現行整備計画に係る資金計画は下表のとおりです。

	無利子資金		有利子資金		計
	政府借入金	出資金	県市借入金	民間等借入金	
資金計画	約 1,391 億円	約 957 億円	約 1,213 億円	約 779 億円	約 4,340 億円

※項目ごとに端数処理しているため、計において合わないことがあります。

② 各資金の内容及び借入（受入）状況

ア 政府借入金

当公社は、特措法第 20 条の規定により、国から有料道路整備資金貸付金を借り入れています（公社法第 28 条の規定による広島県及び広島市の債務保証を得ています。）。その償還期間は 20 年（うち据置 5 年）です。令和 4 事業年度末までの政府借入金借入総額は、128,317,000 千円で、このうち令和 4 事業年度末における借入残高は、35,795,031 千円です。

イ 出資金

当公社は公社法第 4 条の規定により、設立団体である広島県及び広島市から出資を受けています。令和 4 事業年度末までの出資金受入総額（基本財産の額）は、次のとおりです。なお、出資金は、すべての借入金の償還完了後、設立団体に返済することとされています。

広島県	44,002,300 千円
広島市	44,002,300 千円
計	88,004,600 千円

ウ 県市借入金

当公社は、設立団体である広島県及び広島市が地方債として財務省から借り入れたものを、同日、同一条件で設立団体から証書借入れにより貸付けを受けます（特別転貸債）。その償還期間は 20 年（うち据置 5 年）です。令和 4 事業年度末までの県市借入金借入総額は、次のとおりです。

広島県	56,778,700 千円
広島市	56,778,700 千円
計	113,557,400 千円

このうち令和 4 事業年度末における借入残高は、34,056,479 千円です。

エ 民間等借入金

当公社が市中銀行等から資金調達するもので、資金調達に当たっては広島県及び広島市が債務保証を行うこととなっています。令和 4 事業年度末までの民間等借入金借入総額は、290,300,000 千円で、その内訳は次のとおりです。ここには、建設事業資金として充当した資金（地方公共団体金融機構からの借入により調達した資金 10,009,000 千円、市中銀行からの借入により調達した資金の一部 53,576,000 千円及び道路債券の発行により調達した資金の一部 9,660,000 千円）を含んでいます。

地方公共団体金融機関借入金	10,009,000 千円
市中銀行等借入金	54,991,000 千円
道路債券	225,300,000 千円
計	290,300,000 千円

このうち令和 4 事業年度末における借入残高は、160,929,897 千円です。

オ 建設事業費の借換

当公社では、平成 19 事業年度から道路債券の発行による資金調達を実施しております。令和 4 事業年度末までの発行総額は 225,300,000 千円であり、このうち令和 4 事業年度末における借入残高は、159,300,000 千円です。

調達した資金は、建設事業資金の元金償還に充当しますが、上記発行総額のうち 9,660,000 千円については、建設事業資金の一部として充当しております。

また、市中銀行からも借換資金を調達しております。令和 4 事業年度末までの市中銀行からの借入総額 54,991,000 千円のうち 1,415,000 千円が借換資金となっており、このうち令和 4 事業年度末における借入残高はありません。

③ 本債券における設立団体の債務保証について

ア 設立団体による債務保証

公社法第 28 条の規定により、設立団体は、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」（昭和 21 年法律第 24 号）第 3 条の規定にかかわらず、道路公社の債務について保証契約をすることができるとされています。

なお、「地方道路公社法の施行について」（昭和 45 年建設省道政発第 101 号道路局長通達）記 6 により、

- (ア) 設立団体は、道路公社が債券を発行するときは、原則として債務保証契約をすること
- (イ) 道路公社が債務保証に係る債券を発行しようとするときは、あらかじめ、発行を必要とする理由、形式、発行の方法、発行総額、各債券の金額、引受先、利率、償還の方法及び期限、利息の支払の方法並びにその他必要な事項を設立団体に協議させることとされています。

イ 債務保証に関する議決等

本債券の債務保証に関しては、広島県及び広島市の一般会計予算の一部である債務負担行為として、債務保証の期間及び限度額が定められており、令和 5 年 3 月 7 日に広島県議会、同年 3 月 14 日に広島市議会の議決を経ています。

令和 5 年度広島県一般会計予算（令和 5 年 3 月 7 日可決）一抜粋一

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
「地方道路公社法」第 28 条の規定による 広島高速道路公社に対する債務保証	令和 5 年度から 令和 25 年度まで	17,724,570 千円

令和5年度広島市一般会計予算（令和5年3月14日可決）－抜粋－

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
広島高速道路公社借入資金債務保証金 (令和5年度有料道路事業分)	令和5年度から 令和25年度まで	17,724,570千円

4 関係会社の状況

当公社には議決権を保有する子会社及び関連会社はありません。

5 職員の状況

	令和4事業年度	令和5事業年度	増 減
職 員 数	75名	78名	3名増

※1 上表は、各事業年度4月1日現在の正規職員の定員数（役員を除く。）を記載しています。

※2 令和5事業年度の職員数のうち設立団体からの派遣職員は43名です。

第2 事業の状況

1 業績等の概要

(1) 収益の状況

令和4事業年度の収益は12,352百万円^{※1}となっています。そのうち道路料金収入（E T Cマイレージ還元負担金収入及びE T Cマイレージ引当金戻入を含む。）が12,195百万円と全体の98.7%を占めています。

(単位:百万円)

勘定科目	令和3 事業年度	令和4 事業年度	内 容
経常収益	11,423	12,352	※1
業務収入	11,371	12,290	
道路料金収入	11,229	12,144	営業中の高速道路の通行料金収入
E T Cマイレージ還元負担金収入	48	51	当公社付与のE T Cマイレージ還元額を使用して広島高速道路を通行した場合における料金収入
E T Cマイレージ引当金戻入	0	0	当該事業年度において消滅したE T Cマイレージ還元額の所要見積額
業務雑収入	94	95	道路占用料、原因者負担金等の収入
業務外収益	52	62	受取利息、保険金収入等
合 計	11,423	12,352	

※1 受託業務に関する収入は、当該業務に係る支出と同額であるため除外しています。

※2 項目ごとに端数処理しているため、合計において合わないことがあります。

(2) 費用の状況

令和4事業年度の費用の主なものは、営業中の高速道路の維持補修や料金収受の委託等に要する事業資産管理費が5,045百万円、営業中の高速道路の管理等に従事する職員の人事費や有形固定資産の減価償却費などの一般管理費が390百万円、営業中道路の借入金等の利息などの業務外費用が937百万円です。

営業中の高速道路の収支差となる5,930百万円は償還準備金繰入に、道路建設に係る消費税還付金相当額の51百万円は償還準備積立金繰入に計上しています。

(単位:百万円)

勘定科目	令和3 事業年度	令和4 事業年度	内 容
経常費用	11,423	12,352	
事業資産管理費	5,458	5,045	
道路管理費	5,375	4,959	営業中の高速道路の維持補修、料金収受等の直接費用
E T Cマイレージ還元負担金	83	86	当公社付与のE T Cマイレージ還元額を使用した有料道路料金
E T Cマイレージ引当金繰入	-	-	当該事業年度において発生したE T Cマイレージ還元額の所要見積額
一般管理費	398	390	
一般管理費	291	280	営業中の高速道路の管理等に従事する職員の人事費等
その他	107	109	有形固定資産の減価償却費等
償還準備金繰入	4,525	5,930	当事業年度において、営業中の高速道路の建設に要した借入金の返済にあてた額
償還準備積立金繰入	28	51	道路建設に係る消費税還付金相当額の当事業年度繰入額
業務外費用	1,014	937	借入金及び債券の支払利息等で営業中の高速道路に係るもの
合 計	11,423	12,352	

※1 受託業務に関する支出は、当該業務に係る収入と同額であるため除外しています。

※2 項目ごとに端数処理しているため、合計において合わないことがあります。

(3) 収支状況

令和4事業年度の広島高速道路事業全体の収入は、対前年度比929百万円(8.1%)増の12,352百万円となりました。

また、営業中の高速道路に掛かった費用の合計は対前年度比499百万円(7.3%)減の6,371百万円となりました。

その結果、収支差は対前年度比1,428百万円(31.4%)増の5,981百万円となり、償還準備金繰入及び償還準備金積立金繰入に計上しました。

(単位:百万円)

収入 (うち料金収入)	費用 (うち金利)	収支差*	経理処理
12,352 (12,195)	6,371 (898)	5,981	償還準備金繰入 償還準備金積立金繰入

*1受託業務に関する収入は、当該業務に係る支出と同額であるため除外しています。

*2収支差には償還準備積立金繰入を含みます。

(4) 資産の状況

令和4事業年度末の総資産額は412,115百万円となっています。このうち、営業中の道路投資額が304,279百万円、建設中の道路投資額が98,052百万円で、合計402,331百万円となっており、総資産額に対して、道路投資額が97.6%を占めています。

(単位:百万円)

勘定科目	令和3 事業年度末	令和4 事業年度末	内 容
流動資産	12,518	8,701	現金・預金、未収金等
固定資産	400,168	402,963	
事業資産	304,279	304,279	
道路	304,279	304,279	営業中の高速道路
事業資産建設仮勘定	95,247	98,052	
道路建設仮勘定	95,247	98,052	建設中の高速道路
有形固定資産	632	623	建物、車両・運搬具等の減価償却後の価額
その他	9	8	ソフトウェア等の減価償却後の価額
繰延資産	435	451	債券発行費、借入金取扱諸費、調査費
資産合計	413,121	412,115	

*項目ごとに端数処理しているため、合計において合わないことがあります。

(5) 負債及び資本の状況

令和4事業年度末の負債及び資本の総額は412,115百万円となっています。主なものは、借入金のうち1年以内に償還が到来するものとして計上している1年内返済予定長期借入金が20,895百万円、長期借入金及び道路債券が209,886百万円、償還準備金等が90,787百万円、設立団体からの出資金（基本金）が88,005百万円です。

(単位:百万円)

勘定科目	令和3 事業年度末	令和4 事業年度末	内 容
流動負債	26,723	22,975	1年内返済予定長期借入金、未払金等
固定負債	214,156	210,215	
広島高速道路債券	144,000	149,300	広島高速道路債券の発行残高
地方公共団体借入金	33,354	29,224	設立団体からの借入金の残高
政府借入金	34,812	30,239	国からの借入金の残高
地方公共団体金融機関借入金	1,630	1,123	地方公共団体金融機関からの借入金の残高
市中銀行等借入金	—	—	民間金融機関からの借入金の残高
その他	360	329	退職給付引当金、ETCマイレージ引当金、資産見返補助金
特別法上の引当金等	84,806	90,787	
償還準備金	71,896	77,826	営業中の高速道路の建設に要した借入金返済額の累計額
償還準備積立金	12,910	12,961	道路建設期間中の消費税還付金相当額の累計額
資本	87,437	88,139	
基本金	87,302	88,005	設立団体からの出資金
剰余金	134	134	負担金等の受入累計額
負債・資本合計	413,121	412,115	

※項目ごとに端数処理しているため、合計において合わないことがあります。

(6) 営業中の道路の償還状況

令和4事業年度末の償還準備金等は90,787百万円となっていますので、営業中の道路資産304,279百万円の29.8%の償還を終えた計算となります。

(単位:百万円)

	道路資産 A	償還準備金等 (償還済額) B	要償還額 A-B	償還率 (%) B/A×100	建設中道路投資額 (建設仮勘定)
令和元事業年度	304,279	75,363	228,917	24.8	87,783
令和2事業年度	304,279	80,253	224,027	26.4	92,559
令和3事業年度	304,279	84,806	219,474	27.9	95,247
令和4事業年度	304,279	90,787	213,493	29.8	98,052

(7) 事業の実績

① 建設事業の実績

令和4事業年度の実績については、50ページ「第3 設備の状況 1 設備投資等の概要」をご覧ください。

② 管理業務の実績

ア 営業

令和4事業年度の広島高速道路の年間交通量は対前年度比7.6%増となり、料金収入は対前年度比8.1%増の12,195百万円となっています。

○ 通行台数

年間（千台）	前年度比（%）	日平均（台）	前年度比（%）
25,413	107.6	69,626	107.6

○ 料金収入

年間（百万円）	前年度比（%）	日平均（千円）	前年度比（%）
12,195	108.1	33,411	108.1

※料金収入にはETCマイレージ還元負担金収入及びETCマイレージ引当金戻入を含んでいます。

年度別通行台数及び料金収入状況（平成 9 事業年度～令和 4 事業年度）

事業 年度	通行台数（台）			料金収入（千円）		
	年度別合計	日平均	対前年度比	年度別合計	日平均	対前年度比
H9	2,487,150	13,666	—	580,675	3,191	—
H10	4,999,011	13,696	100.2%	1,148,712	3,147	98.6%
H11	5,012,718	13,696	100.0%	1,159,038	3,167	100.6%
H12	6,790,310	18,604	135.8%	1,483,351	4,064	128.3%
H13	8,252,196	22,609	121.5%	2,056,010	5,633	138.6%
H14	10,377,729	28,432	125.8%	2,817,912	7,720	137.0%
H15	11,168,054	30,514	107.3%	3,086,479	8,433	109.2%
H16	11,550,429	31,645	103.7%	3,237,784	8,871	105.2%
H17	11,822,726	32,391	102.4%	3,343,963	9,162	103.3%
H18	12,201,466	33,429	103.2%	3,515,588	9,632	105.1%
H19	12,633,196	34,517	103.3%	3,848,169	10,514	109.2%
H20	13,197,797	36,158	104.8%	4,052,753	11,103	105.6%
H21	13,908,165	38,105	105.4%	3,957,619	10,843	97.7%
H22	18,490,761	50,660	132.9%	7,173,407	19,653	181.3%
H23	19,296,289	52,722	104.1%	7,765,513	21,217	108.0%
H24	20,106,121	55,085	104.5%	8,269,706	22,657	106.8%
H25	21,712,254	59,486	108.0%	9,045,994	24,784	109.4%
H26	23,148,143	63,420	106.6%	10,278,611	28,161	113.6%
H27	24,424,109	66,733	105.2%	10,996,127	30,044	106.7%
H28	25,071,398	68,689	102.9%	11,453,413	31,379	104.4%
H29	25,920,334	71,015	103.4%	11,957,553	32,760	104.4%
H30	26,053,207	71,379	100.5%	12,117,937	33,200	101.3%
R1	26,522,562	72,466	101.5%	12,537,497	34,255	103.2%
R2	22,683,256	62,146	85.8%	10,825,416	29,659	86.6%
R3	23,623,422	64,722	104.1%	11,277,783	30,898	104.2%
R4	25,413,347	69,626	107.6%	12,194,843	33,410	108.1%
計	426,866,150	—	—	170,181,853	—	—

※1 平成 9 事業年度は、H9.10.1～H10.3.31 間を集計しています。

※2 平成 11 事業年度、高速 3 号線供用開始 (H12.3.19)

※3 平成 13 事業年度、高速 4 号線供用開始 (H13.10.2)

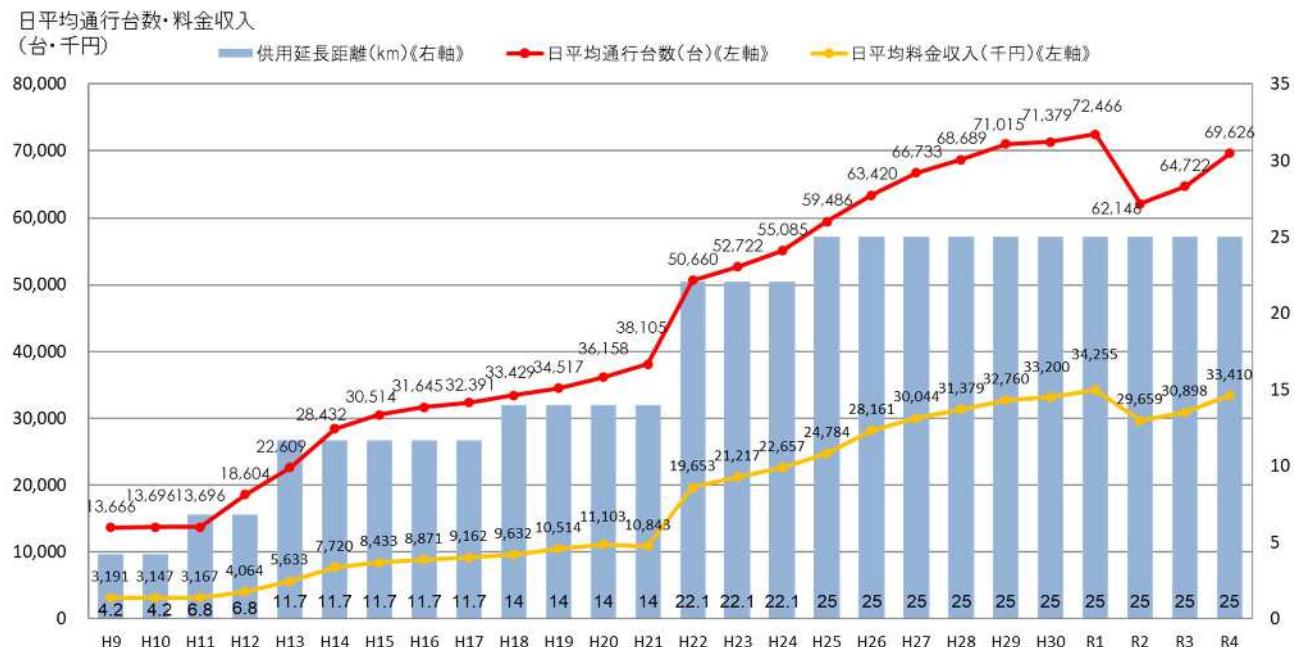
※4 平成 18 事業年度、高速 1 号線延伸区間（広島東～馬木間）供用開始 (H18.10.16)

※5 平成 22 事業年度、高速 2 号線及び高速 3 号線（宇品～吉島間）供用開始 (H22.4.26)

※6 平成 25 事業年度、高速 3 号線（吉島～観音間）供用開始 (H26.3.23)

※7 通行台数、料金収入の対前年度比は、日平均ベースで比較した場合の数値です。

年度別日平均通行台数及び料金収入状況（グラフ）



イ 管理

お客様が常に安全かつ円滑に広島高速道路をご利用いただけるよう、24時間体制でカメラ監視や道路パトロールを行い道路の異常発見に努めています。

事故・災害等で異常が発見された場合は、一時的な通行制限等を行い現場の安全を確保するとともに、警察・消防等の関係機関と連携して速やかな救援・現場復旧措置を実施しています。

ウ 保全

高速道路及び付属施設の補修・監視・点検・清掃を日常的に行うほか、事故・災害などの非常時に迅速に対処するための応急対策業務及び冬季の積雪、路面凍結に対処するための雪氷対策業務などを実施しています。

③ 受託事業の実績

令和4事業年度の受託事業の実績は、以下のとおりです。

- ・広島県から受託の広島高速2号線関連事業 193,943千円
- ・広島市から受託の広島高速4号線関連事業 2,589千円
- ・広島市から受託の広島高速5号線関連事業 54,765千円

2 対処すべき課題

■公社改革の方向性について

当公社では、令和2年12月23日に「公社改革の方向性」を公表しました。

「道路サービスを持続的かつ効率的に提供し、（より多くの方に利用してもらい、）活力とにぎわいのある広島都市圏への発展に貢献する」という設立目的を忘れず、社会経済情勢の変化に適切に対応していくためには、強靭な組織力を築いておくことが最も重要であるという考え方の下、次とおり改革を進めています。

(令和5年4月時点)

方向性	重点項目	具体的な取組	実施状況の概要
1 公社ガバナンスの強化	■意思決定の的確化・円滑化	(1) 経営会議の設置	○令和3年4月に設置した。
		(2) 部会の設置	○令和3年4月に設置した。
		(3) 会議等の統合・再編	○現時点で見直しが可能と考える会議等の統合・再編は、完了した。
		(4) 公社内規程の見直し	○令和3年7月に「規程等の体系化方針」を決定し、見直し作業を実施している。
	■監理体制の強化	(1) 監査を行う組織の設置	○令和3年10月から監査室による監査を開始した。
2 将来を見据えた組織づくり	■組織体制の強化	(1) 管理運営体制の整備	○令和3年4月に保全管理部を設置した。 ○保全課に施設整備担当課長を新設した。
		(2) 行動指針の見直し	○令和2年12月に「行動指針」を改訂した。
		(3) ネットワーク機能拡充体制の整備	○令和4年4月から理事兼務であった企画調査部長を専任化した。
	■人材育成の強化	(1) 研修の実施	○コンプライアンス研修、技術研修会、情報セキュリティ研修に加え、他機関（整備局）の協力による技術研修等を実施した。
		(2) 派遣研修の実施	○令和3年4月から令和5年3月まで広島市へ派遣研修（1名）を実施した。
	■プロパー職員の登用、採用	(1) 管理・監督職への登用	○令和2事業年度以降、課長1名、係長5名を登用した。
		(2) 計画的な採用	○令和3年4月に職員2名を採用した。 ○令和4年4月に職員2名を採用した。 ○令和5年4月に職員5名を採用した。
3 職員が幸せを感じる職場環境の整備	■ I C T を活用した職場環境整備	(1) I C T 基本計画の策定	○令和3年11月に職場環境に係る I C T 基本計画を策定した。 ○令和3年12月に情報セキュリティ高度化に向けた調査を実施した。
		(2) 事務システムの導入	○令和3年2月に一部を先行導入した。
		(3) リモート環境の整備	○遠方との会議はリモートを原則として実施している。 ○令和4年2月から在宅勤務の本格運用を開始した。
		(4) 会議のペーパーレス化	○紙資源の削減と並行し、機器の一部を整備した。

■中期経営計画（2021年度-2024年度）

経営ビジョンで掲げる経営理念及び経営コンセプトの実現に向け、中期経営計画を作成しました。

中期経営計画の策定に当たり、取り巻く経営環境を踏まえた上で、目指す姿（基本的な方向性）を見据えた重点テーマを設定しました。

目指す姿の達成に向け、経営コンセプトごとの具体的な取組みを推進します。

この取組みを通じて、SDGsの達成に貢献できるよう、職員が社会への貢献を実感して自らに誇りを持ち、業務に取組みます。

《中期経営計画の抜粋》

IV. 新中期経営計画(2021年度-2024年度)の概要

2 公社の目指す姿を踏まえた重点テーマ

「III.前中期経営計画（2018年度-2020年度）の取組状況と課題」、「III.2.公社改革の取組」及び「IV.1.公社を取り巻く社会動向」を踏まえ、公社の目指す姿（基本的な方向性）を見据え、重点テーマを設定し、取組を進めます。

前中期経営計画の取組成果と課題

- ・広島高速5号線の着実な推進
- ・老朽化対策
- ・コンクリート片剥落の未然防止
- ・事故・逆走対策
- ・第三者委員会の調査報告書を踏まえた再発防止の具体的な取組

公社改革の取組

- ・公社改革の方向性に基づき、県民市民の皆様に信頼される、公社ブランドを構築
- ・「公社ガバナンスの強化」「将来を見据えた組織づくり」「職員が幸せを感じる職場環境の整備」

公社を取り巻く社会動向

- ・道路ネットワーク機能の更なる強化
- ・生産性向上
- ・デジタル技術の利活用
- ・災害激甚化への対応
- ・予防保全の推進
- ・働き方改革
- ・SDGs達成への取組

公社が目指す姿（基本的な方向性）～10年後の目標～

- 暫定整備区間等の完成形に向けて広島高速5号線供用後の建設事業を展開し、広島都市圏道路ネットワークの整備に係る取組を進めています。
- 中長期的な道路管理の基本方針に位置付ける「道路管理のグランドデザイン（仮称）」（2021年度策定予定）に基づき、計画的な設備更新や予防保全を推進し、新技術を活用した効率的な維持管理により規制時間の短縮や管理コストの縮減を図っています。
- 頻発化する激甚災害を想定し、緊急輸送道路の確保や管理運営体制の充実を図っています。
- 管理運営の効化や高速道路ネットワーク機能の拡充に対応できる体制を整備し、プロパー職員を中心の自立した公社運営を実現しています。
- ICTを活用した職場環境を整備し、働き方改革の実現により、職員が幸せを感じながら、高い倫理観と意欲を持って自主的・主体的に業務に取り組み、確実に社会的責任を果たす中で公社ブランドを構築しています。

重点テーマ

重点テーマ1：ネットワーク機能の強化
・広島高速5号線事業の推進、ネットワーク機能の拡充

重点テーマ2：予防保全対策等の推進
・老朽化対策の対応、予防保全対策の推進、第三者被害の未然防止、新技術を活用した効率的かつ高精度な道路維持管理

重点テーマ3：災害対応力の強化
・大規模地震等の災害に対応した交通管理・管理体制の運用、激甚災害に耐えうる道路施設の強靭化

重点テーマ4：安全な歩行
・交通事故、逆走・誤進入の削減

重点テーマ5：働き力の強化
・公社ガバナンスの強化、将来を見据えた組織づくり、職員が幸せを感じる職場環境の整備

IV. 新中期経営計画(2021年度-2024年度)の概要

3 取組の概要とSDGsの関連

公社では、目指す姿の達成に向け、経営コンセプト毎の具体的な取組を推進します。

また、施策の展開を通じて国連において合意された持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献できるよう、職員が社会への貢献を実感して自らの仕事に誇りを持ち、業務に取り組みます。

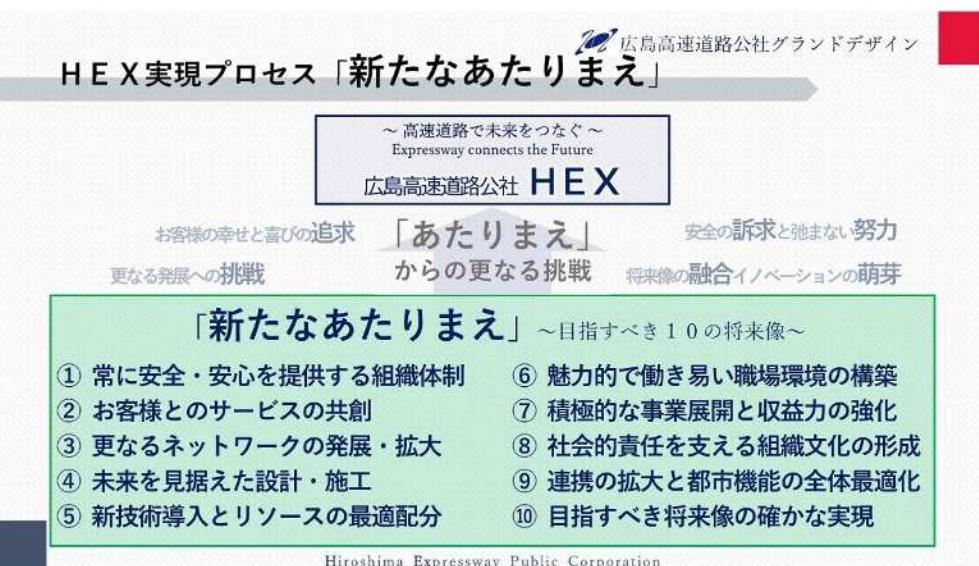
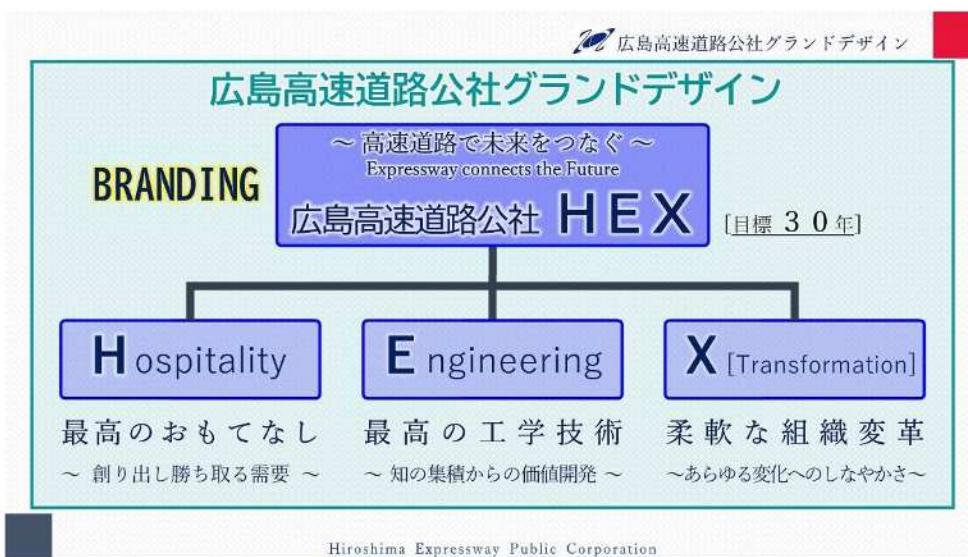
経営アドベント	課題の多い高齢者	ネットワークの強化	SDGsとは	SDGsとは		
				SDGsとは	SDGsとは	SDGsとは
1	重点 広島高速5号線事業の推進	ネットワーク機能の強化	ネットワーク機能の強化、老朽化対策、周辺環境の改善、緊急輸送道路機能の強化 等			
2	重点 ネットワーク機能の強化	老朽化対策の推進				
3	重点 老朽化対策の推進	予防保全対策の推進				
4	重点 第三者被害の未然防止	新技術を活用した効率的かつ高精度な道路維持管理				
5	重点 計画的かつ高度化された設備更新					
6	重点 大規模地震等の災害に対応した交通管理・管制体制の運用	働き方改革、災害対応力の強化	交通安全対策、災害対応力の強化 等			
7	重点 激甚災害に耐えうる道路施設の強靭化					
8	重点 交通事故の削減	交通事故、逆走・誤進入の削減				
9	重点 お客様のニーズを的確に把握し、施策へ反映	お客様が求める情報を的確に提供				
10	重点 お客様が求める情報を的確に提供					
11	重点 最適な料金施策の実現等による収益力向上	働き方改革、ガバナンスの強化、事業競争力の強化、道路照明のLED化、職場体験の受入 等				
12	重点 「道路管理のグランドデザイン（仮称）」の策定					
13	重点 公社ガバナンスの強化	将来を見据えた組織づくり				
14	重点 将来を見据えた組織づくり	職員が幸せを感じる職場環境の整備				
15	重点 情報通信技術を活用した事業の効率化	情報通信技術を活用した事業の効率化				
16	重点 業務維持計画の見直し(災害、新型コロナウイルス等全般)	業務維持計画の見直し(災害、新型コロナウイルス等全般)				
17	重点 環境負荷の低減					
18	重点 地域社会と共生する開かれた公社の実現					

■広島高速道路公社グランドデザイン

近年の社会を取り巻く環境は、人口構造の変化、老朽化インフラの増加、技術革新の進展、激甚化・頻発化する自然災害など、急激に変化しており、社会全体に迅速かつ柔軟な対応が求められています。

このような変化の時代や不確かな未来においても、全ての職員が設立目的などの使命を忘れず、あらゆる社会環境の変化にも適切に対応し着実に事業を継続して、お客様をはじめとした全ての関係者の皆様から信頼を得ていけるよう、目指すべき将来像を描いた「広島高速道路公社グランドデザイン」を策定しました。

《グランドデザインの抜粋》



「公社改革の方向性」「中期経営計画」「グランドデザイン」の内容の詳細につきましては、当公社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

<https://www.h-exp.or.jp/>

3 事業等のリスク

本債券への投資に関し、当公社の事業活動を理解するために重要と考えられる事項及び投資リスクに関する事項等、投資判断に重要な影響を及ぼすと当公社が考える事項を記載しています。

以下においては将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本債券内容説明書作成日現在において判断したものです。

(1) 当公社の業績の変動要因について

当公社の業績は、一般的な外部経済要因により影響を受けますが、コスト縮減や利用促進等により収益性の向上を図り、より一層効率的な経営を実現することで社会情勢の変化に対応していくことをとしています。

(2) 事業に係る法律事項等について

当公社は、公社法に基づき設立された機関であり、当公社の事業運営に際しましては、公社法に基づく認可、承認等の定めに従う必要があるほか、設立団体の監督等を受けることとされています。詳細は、本説明書の18~20ページをご参照ください。

(3) 自然災害について

① 自然災害への対策

地震、台風、大雪等の自然災害に備え、防災マニュアルの整備や防災訓練の実施等防災体制の強化、迅速な応急復旧等を目的とした関係機関との協定締結、災害対策設備として自家発電設備、関係機関との防災通信設備等の整備を進めています。

また、阪神淡路大震災より以前に建設されたものに対しては、同規模の地震に対しても橋梁が倒壊しないよう橋脚の耐震補強工事を完了しており、さらに、橋桁の落橋防止工事を平成20事業年度内に完了しました（当該大震災以降に建設された構造物については、これらの地震対策を施した設計になっています。）。

しかしながら、当公社の想定以上の自然災害が発生した場合には、当公社が管理する道路資産の滅失、劣化又は毀損による支出の増加等の被害を受ける可能性があります。また、災害復旧までの通行止めによる減収等により、当公社の事業計画等に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

このような大規模災害等が発生した場合でも、可能な限り被害を抑制し、業務の継続又は早期復旧を図れるよう、平成26年10月に『業務継続計画（初版）』を策定しました。

この計画では、東日本大震災以降、広島県及び広島市で見直しが行われた地震災害等による被害予測の結果を踏まえ、当公社事業のリスク分析（R A）、事業影響分析（B I A）を行うとともに、

- ・ 人命救助を第一義とし安全確保及び二次災害防止措置に全力を尽くす
- ・ 災害時の緊急輸送道路機能の確保、災害救助・復旧に全力を尽くす
- ・ 地域の暮らしと経済の復旧のため事業の早期再開に全力を尽くす

を大規模災害等への対応の基本方針として、初動から復旧までの目標値設定・対応項目の整理、緊急時の組織体制、緊急物資の備蓄や調達方法等を定めています。

災害対応力の強化については、中期経営計画（2021年度-2024年度）における重点テーマの一つとしています。今後も取組を継続し、災害対策に関するP D C Aサイクルを構築するとともに、大規模災害等に備えた体制の拡充を図ることとしています。

(4) 道路資産の長期維持管理、大規模維持修繕計画の策定について

道路資産は、予防保全を主体とした維持管理を行っていくこととしており、道路構造物の損傷を早期発見し、計画的に修繕を行うことにより老朽化を防止することを目的として、5年ごとに定期点検を実施しています。また、当公社が管理する対象施設の維持管理を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を示す計画として、「広島高速道路公社インフラ長寿命化計画（行動計画）令和3年度～令和7年度」（以下「行動計画」といいます。）を令和4年3月に策定しました。行動計画では、道路構造物のきめ細やかな点検、適切な補修・補強、長期的な安全性を確保するための大規模な修繕等、維持管理の高度化、効率化等の安全・安心を追求する取組を取りまとめ、将来にわたって広島高速道路の機能を發揮するとともに、維持管理の高度化・効率化によるメンテナンスサイクルの継続的な発展につなげることを目的としています。

(5) 高速5号線シールドトンネル工事について

「高速5号線シールドトンネル掘削他工事（請負金額：202億3654万8980円、受注者：大林・大成・広成建設工事共同企業体）」について、想定と異なる地質の発現・機械損傷等により、掘削に時間を要しているため、工期末としていた令和4年7月12日から遅れることとなりました。

これまで当公社と受注者は、工期の延期と請負金額の増額についての協議を行ってきましたが、工期延期の期間と増額幅について合意に至っておりません。

この件について、中央建設工事紛争審査会から当公社に対し、通知（「建設業法による調停の申請について（通知）」令和4年12月7日付）がありました。

当公社といたしましては、今後、申請内容を精査し、適切に対応してまいります。

なお、当公社及び受注者は、これまでと同様に安全・安心を第一として、早期完成を目指し工事を継続してまいります。

4 経営上の重要な契約等

該当する事項はありません。

5 研究開発活動

当公社では、都市高速道路の建設、維持管理等のコストの縮減、品質の向上及び安全で快適な走行を確保するために、新技術、新工法の活用に積極的に取り組んでいます。また、産官学の連携による研究開発活動等への参加やVIEによる民間技術の活用に取り組んでいます。

なお、これらの研究開発活動に係る費用は、貸借対照表の「道路」、「道路建設仮勘定」及び損益計算書の「道路管理費」等に含まれています。

6 財政状態及び経営成績の分析

(1) 経営成績の変動について

令和4事業年度における損益の状況は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	令和3事業年度	令和4事業年度	前事業年度比
引当金等繰入	4,553	5,981	31.4%増

令和4事業年度の引当金等繰入は、前事業年度に比べ約1,428百万円(31.4%)増加して5,981百万円となりました。これは、通行台数の回復による収入増に伴い、償還準備金として繰り入れる額が増加したことによるものです。

その他の項目の詳細については、本説明書の36ページ「1 業績等の概要」をご参照ください。

(2) 経理の特徴について

当公社では、その財源状態や経営成績を明らかにするため、真実性の原則や正規の簿記の原則など企業会計原則に準じた会計処理を行っています。

会計処理の特徴としては、企業会計上一般に採用されている減価償却費等を計上する方式ではなく、償還準備金積立方式を採用していることが挙げられます。

① 債還準備金積立方式について

建設に要した借入金等を、あらかじめ決められた料金徴収期間内に着実に返済するとした償還主義の原則を重視し、当公社の貸借対照表や損益計算書では、借入金等の返済状況が一目で分るように「償還準備金積立方式」を採用しています。

当公社では、料金収入など営業中の道路から生じる収入から管理費や金利などの費用を差し引いた額を借入金等の返済に充てており、その累計額を償還準備金として表示しています。

償還準備金は、民間企業であれば、その発生経緯(収支差益)から利益剰余金として資本の部に計上されます。しかし、有料道路事業では、借入金等の返済後に道路を無償で地方公共団体に引き渡すこととなることから、償還準備金を負債の部の特別法上の引当金等に計上しています。

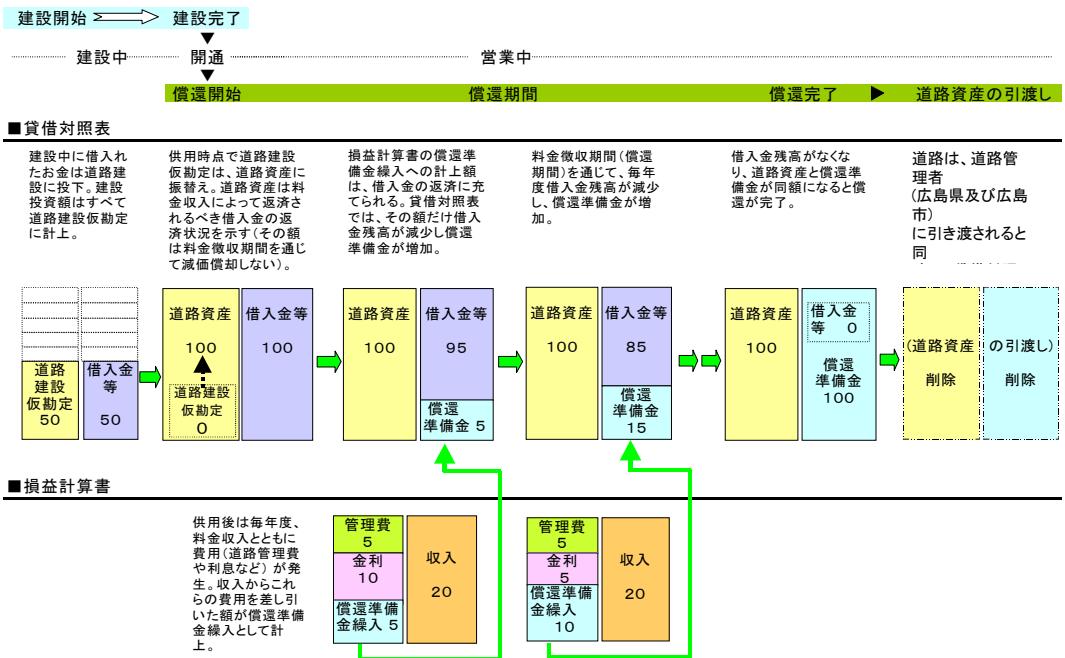
② 広島高速道路の減価償却について

民間企業は、土地等を除く有形固定資産について減価償却を行うのに対し、当公社の道路資産は減価償却を行わず、建設投資額(建設に要した借入金等の総額)で表示します。

これは、有料道路事業が、営利を目的としておらず、当公社は一般の事業会社のように、利益を株主に配当したり、法人税を課せられたりすることがないため、適正な配当利益や課税所得を算出する必要がないとの理由によるものです。

償還主義の原則に立てば、当公社ではその経営状態を把握する上で、借入金等の返済状況を示すことが極めて重要であると考えています。道路資産の減価償却を行わないことによって、貸借対照表中で建設投資額と償還準備金が対比される結果、借入金等の返済状況を示すこととなります。

[参考] 貸借対照表と損益計算書にみる償還準備金積立方式の仕組み



第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

令和4事業年度の建設事業における投資の概要是、以下のとおりです。

なお、下記事業以外については、記載すべき重要な事項はありません。

高速道路建設事業

広島高速5号線（温品JCT～二葉の里間約4.0km）

広島高速5号線について、シールドトンネルの掘削及び中山地区の工事等を実施しました。

[参考] 高速道路建設事業の実施状況

(単位：百万円)

全体事業費	左の内訳			令和4事業年度末の進捗率
	令和3事業年度以前	令和4事業年度	令和5事業年度以降	
433,976	400,314	2,810	30,852	93.5%

2 主要な設備の状況（事業資産）

営業中の高速道路

(単位:km、百万円)

路線名	区間	供用延長	建設費
広島高速1号線	広島市東区福田町～ 広島市東区温品二丁目	6.5	69,821
広島高速2号線	広島市東区温品町～ 広島市南区仁保沖町	5.9	101,087
広島高速3号線	広島市南区仁保沖町～ 広島市西区觀音新町四丁目	7.7	95,325
広島高速4号線	広島市西区中広町一丁目～ 広島市安佐南区大塚東町	4.9	38,046
	計	25.0	304,279

3 設備の新設、除却等の計画

広島高速道路事業の令和5事業年度建設事業計画は以下のとおりです。

(1) 高速道路建設事業

広島高速5号線(温品JCT～二葉の里間約4.0km)

トンネル工事等を実施します。

(2) 令和5事業年度建設事業予算

(単位：百万円)

区分	収 入	支 出	
建設事業	出資金	650	業務費（高速道路建設費）
	無利子貸付金	910	一般管理費
	特別転貸債	650	業務外支出
	市中銀行借入金	390	—
	計	2,600	計

[参考] 令和5事業年度予算（建設事業以外）

(単位：百万円)

管理事業	高速道路料金収入	12,127	維持改良費	3,800
	広島高速道路債券等	17,100	業務管理費	3,316
	その他	115	一般管理費	359
	—	—	業務外支出	21,862
	—	—	予備費	5
	計	29,342	計	29,342
受託事業	受託業務収入	441	受託工事費	441
合 計		29,783	合 計	29,783

第4 法人の状況

1 基本金の推移

(単位:百万円)

	平成30 事業年度	令和元 事業年度	令和2 事業年度	令和3 事業年度	令和4 事業年度
広島県出資金	389	1,311	599	338	351
広島市出資金	389	1,311	599	338	351
当期受入額	778	2,623	1,198	675	703
期末残高	82,807	85,430	86,627	87,302	88,005

※1 当公社は、公社法第4条の規定により、設立団体である広島県及び広島市から出資を受けています。（出資金受入総額＝基本金の額）

※2 この出資金は、借入金の償還完了後に、設立団体に返済することになります。

2 役員の状況

(1) 役員の定数及び任期

役員の定数及び任期については、公社法第5条により、役員の定数、任期その他役員に関する事項は、定款をもって規定しなければならないこととされています。

また、公社法第11条により、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く（ただし、定款で副理事長を置かないことができる。）こととされ、その任期は、公社法第14条により、4年を超えることができず、再任されることができる旨定められています。

当公社においては、定款第6条及び第9条で、役員の定数及び任期について次のとおり定めています。

役職	定数	任期
理事長	1名	4年（再任されることができる。） ＊補欠は、前任者の残任期間
副理事長	1名	
理事	4名以内	
監事	3名以内	

(2) 役員の任命

公社法第13条により、役員のうち、理事長及び監事は、設立団体の長が任命することとされ、副理事長及び理事は、理事長が設立団体の長の認可を受けて任命することとされています。

(3) 役員の状況

令和 5 年 4 月 1 日現在

役 職	氏 名 (生年月日)	略 歴
理事長	熊 谷 錠 (昭和 25 年 10 月 1 日)	昭和 50 年 4 月 中国電力株式会社入社 令和 元年 6 月 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ会長 令和 2 年 7 月 当公社理事長
副理事長	木 村 良 一 (昭和 39 年 2 月 1 日)	昭和 62 年 4 月 広島市入庁 令和 3 年 4 月 広島市都市整備局次長 令和 5 年 4 月 当公社副理事長
理事(総括)	友 道 康 仁 (昭和 35 年 11 月 19 日)	昭和 63 年 4 月 広島県入庁 令和 2 年 4 月 広島県土地開発公社副理事長 令和 2 年 7 月 当公社理事(総括)
理事	畠 中 稔 (昭和 39 年 4 月 24 日)	昭和 60 年 4 月 建設省入省 平成 31 年 4 月 中国地方整備局道路部工事課長 令和 3 年 4 月 当公社理事
理事 (非常勤)	野 曽 原 悅 子 (昭和 33 年 10 月 24 日)	昭和 62 年 4 月 弁護士登録 令和 2 年 7 月 当公社理事
監事 (非常勤)	濱 田 芳 弘 (昭和 28 年 3 月 30 日)	昭和 56 年 3 月 公認会計士登録 令和 2 年 7 月 当公社監事
監事 (非常勤)	足 立 太 輝 (昭和 43 年 2 月 15 日)	平成 2 年 4 月 広島県入庁 令和 3 年 4 月 広島県総務局財政課長 令和 4 年 4 月 広島県会計管理者(兼)会計管理部長 (当公社監事)
監事 (非常勤)	末 政 直 美 (昭和 40 年 1 月 20 日)	昭和 63 年 4 月 広島市入庁 令和 4 年 4 月 広島市市民局次長 令和 5 年 4 月 広島市会計管理者 (当公社監事)

3 コーポレート・ガバナンスの状況

当公社のガバナンス体制は、大きく、(1)法令に基づくもの、(2)広島高速道路公社運営会議、(3)内部管理から構成されています。

(1) 法令に基づくもの

公社法に基づく主な認可、承認等については、本説明書の18~20ページをご参照ください。

(2) 広島高速道路公社運営会議

広島高速道路公社運営会議は、広島県知事、広島市長、国土交通省中国地方整備局長、広島商工会議所会頭及び当公社理事長をもって組織され、当公社の運営に関する重要事項を協議し、事業の適正かつ能率的な推進を図るため、例年、年1回開催しています。

(3) 内部管理

理事会は、理事長、副理事長、理事をもって構成され、毎事業年度の予算、決算等、当公社の業務運営上重要な事項について審議することとされています。

監事は、当公社の業務を監査し、理事会に出席し意見を述べること、また財務諸表及び決算報告書に関する意見を述べることとされています。

第5 財務の状況

1 財務諸表の作成方法

当公社の財務諸表は、公社法、公社法施行規則、定款及び会計規程に基づき作成されています。

2 財務諸表の提出

当公社は、公社法第26条の規定により、毎事業年度の決算完結後2か月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、設立団体の長に提出しなければならないこととされています。

また、その提出に当たっては、国土交通省令で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添付し、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けることとされています。

なお、当公社の財務諸表には、金融商品取引法第193条の2第1項の規定の適用がないため、係る規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明は受けていません。

3 財務諸表等

次ページ以降に、令和4事業年度、令和3事業年度の順で掲載しています。

(1) 令和4事業年度

- ① 監事の意見書
- ② 財務諸表

(2) 令和3事業年度

- ① 監事の意見書
- ② 財務諸表

(1) 令和4事業年度

① 監事の意見書

令和4事業年度広島高速道路公社財務諸表及び決算報告書に関する意見書

広島高速道路公社定款第20条第1項に基づき、令和4事業年度広島高速道路公社財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書について、関係帳簿その他証拠書類と照合審査の結果、適正なものと認めます。

令和5年5月24日

広島高速道路公社
理事長 熊谷 錠 様

広島高速道路公社 監事 濱田 芳 弘

広島高速道路公社 監事 足立 太輝

広島高速道路公社 監事 末政 直美



② 財務諸表

令和4事業年度 広島高速道路公社財産目録

令和5年3月31日現在

区分	資産の部 内訳	摘要	金額	金額
			円	円
流动資産				
現金・預金				
未収金	現金 道路料金收入 普通預金 広島銀行県庁支店		5,831,390 5,276,223,781	8,701,390,003 5,282,055,171
原材料・貯蔵品	道路料金收入 地方公共団体借入金（特別転貸債） その他の未収金		1,402,970,826 195,000,000 97,154,968	1,695,125,794
前払費用	E T C 路側機器及びE T C 路側設備予備部品 E T C 発進制御機阻止棒	一時避難施設の賃貸借料	1,716,575,338 3,112,200 4,521,500	1,719,687,538 4,521,500
固定資産				
事業資産				
道路	広島高速1号線東区福田町～東区温品二丁目 広島高速2号線東区温品町～南区仁保沖町 広島高速3号線南区仁保沖町～西区觀音新町四丁目 広島高速4号線西区中広町一丁目～安佐南区大塚東町		69,821,368,396 101,087,327,590 95,325,026,661 38,045,765,683	402,962,662,890 304,279,488,330
事業資産建設仮勘定	道路建設仮勘定	広島高速5号線	98,051,903,112	98,051,903,112
有形固定資産				
建物	事務所建物6棟 その他の建物12棟		441,473,523 178,822,146	620,295,669
車両・運搬具	自動車2台		2	2
工具・器具・備品	備品等52件		3,148,364	3,148,364

区分	資産の部 内訳	摘要	金額	金額
			円	円
無形固定資産				
電話加入権	電話加入権46件		4,646,480	4,646,480
その他の無形固定資産	システムソフトウェア12件（財務会計システム等）		2,580,933	2,580,933
投資その他の資産				
敷金・保証金	敷金		600,000	600,000
繰延資産				
債券発行費	広島高速道路債券に係る発行手数料		432,820,432	451,202,782
調査費	高速道路建設に係る調査費		18,382,350	432,820,432 18,382,350
資産の部合計				412,115,255,675

区 分	負 債 の 部 内 訳		金 額 円
	摘要	金 額 円	
流动负债 1年内返済予定長期借入金	1年以内返済予定 広島高速道路債券 債還額 1年以内返済予定 広島県借入金(特別転貸債) 債還額 1年以内返済予定 広島市借入金(特別転貸債) 債還額 1年以内返済予定 地方公共団体金融機関借入金 債還額 1年以内返済予定 政府借入金 債還額	10,000,000,000 2,416,021,021 2,416,154,693 506,508,869 5,556,379,049	22,974,660,345 20,895,063,632
未払金	未払金(未払消費税等以外) 業務費 維持改良費 業務管理費 一般管理費 その他	126,670,047 1,222,609,069 242,261,646 42,048,775 29,055,734	1,846,631,271 1,662,645,271
未払費用	未払金(未払消費税等)	183,986,000	116,891,011
預り金	借入金に係る当期中の未払利息等	116,891,011	77,071,878
前受収益	源泉徴収所得税・住民税、契約保証金等	77,071,878	543,220
賞与引当金	事業用地目的外使用料 役職員に係る賞与引当金	543,220 38,459,333	38,459,333

区 分	負 債 の 部 内 訳		金 額
	摘要	金 額	
固定負債 広島高速道路債券	広島高速道路債券	149,300,000,000	210,214,919,364 149,300,000,000
地方公共団体借入金	広島県借入金(特別転貸債) 広島市借入金(特別転貸債)	14,609,482,569 14,614,820,868	29,224,303,437
地方公共団体金融機関借入金	地方公共団体金融機関借入金	1,123,388,545	1,123,388,545
政府借入金	政府借入金(有料道路整備等資金貸付金) 政府借入金(道路事業資金収益回収特別貸付金)	25,688,933,999 4,549,718,332	30,238,652,331
退職給付引当金	役職員の退職手当引当金	234,370,902	234,370,902
E T Cマイレージ引当金	E T Cマイレージ引当金	29,536,900	29,536,900
資産見返補助金	政府補助金 地方道路公社有料道路災害復旧事業費補助金	64,308,156	64,308,156
長期受入保証金	長期受入保証金	359,093	359,093
特別法上の引当金等 償還準備金	広島高速1・2・3・4号線に係る償還準備金(收支差益)	77,825,640,612	90,786,603,436 77,825,640,612
償還準備積立金	消費税還付金	12,960,962,824	12,960,962,824
負 債 の 部 合 計			323,976,183,145
正 味 財 産			88,139,072,530

令和4事業年度 広島高速道路公社貸借対照表

令和5年3月31日現在

資産の部		負債及び資本の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
流动資産		流动負債	22,974,660,345
現金・預金	8,701,390,003	1年内返済予定期借入金	20,895,063,632
未収金	5,282,055,171	未払金	1,846,631,271
原材料・貯蔵品	1,695,125,794	未払費用	116,891,011
前払費用	1,719,687,538	預り金	77,071,878
	4,521,500	前受収益	543,220
固定資産	402,962,662,890	賞与引当金	38,459,333
事業資産	304,279,488,330	固定負債	210,214,919,364
道路	304,279,488,330	広島高速道路債券	149,300,000,000
事業資産建設仮勘定	98,051,903,112	地方公共団体借入金	29,224,303,437
道路建設仮勘定	98,051,903,112	地方公共団体金融機関借入金	1,123,388,545
有形固定資産	623,444,035	政府借入金	30,238,652,331
建物	620,295,669	退職給付引当金	234,370,902
車両・運搬具	2	E T C マイレージ引当金	29,536,900
工具・器具・備品	3,148,364	資産見返補助金	64,308,156
無形固定資産	7,227,413	長期受入保証金	359,093
電話加入権	4,646,480	特別法上の引当金等	90,786,603,436
その他の無形固定資産	2,580,933	償還準備金	77,825,640,612
投資その他の資産	600,000	償還準備積立金	12,960,962,824
敷金・保証金	600,000	(負債合計)	323,976,183,145
繰延資産	451,202,782	基金	88,004,600,000
債券発行費	432,820,432	地方公共団体出資金	88,004,600,000
調査費	18,382,350	剰余金	134,472,530
		利益剰余金	134,472,530
		準備金	134,472,530
		(資本合計)	88,139,072,530
資産合計	412,115,255,675	負債・資本合計	412,115,255,675

(注) 未収金には地方公共団体借入金195,000,000円を含んでいます。

令和4事業年度 広島高速道路公社損益計算書

令和4年4月 1日から
令和5年3月31日まで

費用の部		収益の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
経常費用		経常収益	12,603,505,214
事業資産管理費	12,603,505,214	業務収入	12,289,803,081
道路管理費	5,045,225,998	道路料金収入	12,143,797,237
E T C マイレージ運元負担金	4,958,773,879	E T C マイレージ運元負担金収入	50,892,892
	86,452,119	業務収入	94,959,722
一般管理費	389,515,166	E T C マイレージ引当金戻入	153,230
一般管理費	280,470,284	受託業務収入	251,297,000
賞与引当金繰入額	38,459,333	受託業務収入	251,297,000
退職給付費用	25,639,450	業務外収益	62,405,133
減価償却費	44,946,099	地方公共団体負担金受入金	10,203,503
引当金繰入	5,980,768,487	雑益	52,201,630
償還準備金繰入	5,930,001,787		
償還準備積立金繰入	50,766,700		
受託業務費	251,297,000		
受託業務費	251,297,000		
業務外費用	936,698,563		
債券利息	504,911,131		
借入金利息	392,858,787		
元利金支払手数料等	2,019,588		
債券発行費償却	36,109,881		
雑損	799,176		
合計	12,603,505,214	合計	12,603,505,214

(2) 令和3事業年度

① 監事の意見書

令和3事業年度広島高速道路公社財務諸表及び決算報告書に関する意見書

広島高速道路公社定款第20条第1項に基づき、令和3事業年度広島高速道路公社財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書について、関係横等その他証拠書類と照合検査の結果、適正なものと認めます。

令和4年5月24日

広島高速道路公社
監事長 熊谷 錠 様

広島高速道路公社 監事 濱田 芳 弘
広島高速道路公社 監事 足立 太郎
広島高速道路公社 監事 金森 徳士



② 財務諸表

令和3事業年度 広島高速道路公社財産目録

令和4年3月31日現在

区分	資産の部		金額
	摘要	金額	
流动資産 現金・預金	現金 重複料金収入 普通預金 広島銀行本店支店	5,802,311 9,697,932,051	12,517,670,993 9,703,734,362
未収金	道路料金収入 地方公共団体借入金（特別転貸債） その他の未収金	1,311,653,323 200,000,000 143,765,633	1,654,818,856
原材料・貯蔵品	E T C 路側機器及び E T C 路側装置予備部品 E T C 駐進制御機防止棒	1,156,214,975 2,902,890	1,159,117,775
固定資産 事業資産 道路	広島高速 1 号線東区福田町～東区湯品二丁目 広島高速 2 号線東区湯品町～南区仁保沖町 広島高速 3 号線南区仁保沖町～西区瀬音新町四丁目 広島高速 4 号線西区中広町一丁目～安佐南区大塚東町	69,821,368,396 101,087,327,590 95,325,026,661 38,045,765,683	400,168,007,142 301,279,468,330
事業資産建設勘定 道路建設勘定	広島高速 5 号線	95,247,202,521	95,247,202,521
有形固定資産 建物	事務所建物 6 棟 その他の建物 11 棟	470,824,498 158,117,573	628,942,071
車両・運搬具	自動車 2 台	2	2
工具・器具・備品	備品等 51 件	3,515,205	3,515,205

区分	資産の部		金額
	摘要	金額	
無形固定資産 電話加入権	電話加入権 46 件	4,046,480	8,859,013
その他の無形固定資産	システムソフトウェア 12 件（財務会計システム等）	4,212,533	
繰延資産 債券発行費	広島高速道路債券に係る発行手数料	416,731,314	435,113,564 416,731,314
調査費	高速道路建設に係る調査費	18,382,350	18,382,350
資産の部合計			413,120,791,799

区分	負 債 の 部		金額
	摘要	内訳	
流動負債 1年内返済予定長期借入金	1年内返済予定 広島高速道路債券 債還額 1年内返済予定 広島県借入金(特別帳貯債) 債還額 1年内返済予定 広島市借入金(特別帳貯債) 債還額 1年内返済予定 地方公共団体金融機関借入金 債還額 1年内返済予定 政府借入金 債還額 1年内返済予定 市中銀行等借入金 債還額	10,000,000,000 2,605,867,036 2,605,803,825 545,434,436 5,851,743,328 960,000,000	10,000,000,000 2,605,867,036 2,605,803,825 545,434,436 5,851,743,328 960,000,000
未払金	未払金(未払消費税等以外) 業務費 維持改良費 業務管理費 一般管理費 その他 未払消費税等	1,430,479,334 1,977,844,663 203,591,839 16,807,316 25,693,932 349,067,500	3,654,417,054 1,430,479,334 1,977,844,663 203,591,839 16,807,316 25,693,932 349,067,500
未払費用	借入金に係る当期中の未払利息等		102,533,032
預り金	源泉徴収所得税・住民税、契約保証金等		9,114,662
前受収益	事業用地目的外使用料		543,220
賞与引当金	役職員に係る賞与引当金		38,095,711

区分	負 債 の 部		金額
	摘要	内訳	
固定負債 広島高速道路債券	広島高速道路債券		144,000,000,000
地方公共団体借入金	広島県借入金(特別帳貯債) 広島市借入金(特別帳貯債)	16,674,253,590 16,679,725,561	33,353,979,151
地方公共団体金融機関借入金	地方公共団体金融機関借入金	1,629,897,414	1,629,897,414
政府借入金	政府借入金(有料道路整備等資金貸付金) 政府借入金(道路事業資金収益回取特別貸付金)	27,547,331,382 7,264,199,998	34,811,531,380
退職給付引当金	役職員の退職手当引当金		235,093,395
E T Cマイレージ引当金	E T Cマイレージ引当金		29,690,130
資産見返査金	政府補助金 地方道路公社有料道路災害復旧事業費補助金	64,308,156	64,308,156
長期受入保証金	長期受入保証金	31,264,860	31,264,860
特別法上引当金等 償還準備金	広島高速1・2・3・4号線に係る償還準備金(収支差益)	71,895,638,825	81,805,834,949 71,895,638,825
償還準備積立金	消費税還付金	12,910,196,124	12,910,196,124
負 債 の 部 合 計			325,684,219,269
正 味 時 価			87,436,572,530

令和3事業年度 広島高速道路公社貸借対照表

令和4年3月31日現在

資産の部		負債及び資本の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
流动資産	円	流动負債	円
現金・預金	12,517,670,993	1年内返済予定期借入金	26,722,619,834
未収金	9,703,734,362	未払金	22,568,848,625
原材料・貯蔵品	1,654,818,856	未払費用	4,003,484,584
	1,159,117,775	預り金	102,533,032
固定資産		前受収益	9,114,662
事業資産	400,168,007,142	貰与引当金	543,220
道路	304,279,488,330	固定負債	38,095,711
事業資産建設仮勘定	304,279,488,330	広島高速道路債券	214,155,764,486
道路建設仮勘定	95,247,202,521	地方公共団体借入金	144,000,000,000
有形固定資産	632,457,278	地方公共団体金融機関借入金	33,353,979,151
建物	628,942,071	政府借入金	1,629,897,414
工具・運搬具	3,515,205	退職給付引当金	34,811,531,380
工具・器具・備品	8,859,013	ETCマイレージ引当金	235,093,395
無形固定資産	4,646,480	資産見返補助金	29,690,130
電話加入権	4,212,533	長期受人保証金	64,308,156
その他の無形固定資産		(負債合計)	31,264,860
繰延資産	435,113,664	特別法上の引当金等	84,805,834,949
債券差引費	416,731,314	償還準備金	71,895,638,825
調査費	18,382,350	償還準備積立金	12,910,196,124
		(負債合計)	325,684,219,269
資産合計	413,120,791,799	基本金	87,302,100,000
(注) 未収金には地方公共団体借入金200,000,000円を含んでいる。		地方公共団体出資金	87,302,100,000
		剰余金	134,472,530
		利益剰余金	134,472,530
		準備金	134,472,530
		(資本合計)	87,436,572,530
		負債・資本合計	413,120,791,799

(注) 未収金には地方公共団体借入金200,000,000円を含んでいる。

令和3事業年度 広島高速道路公社損益計算書

令和3年4月 1日から
令和4年3月31日まで

費用の部		収益の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
経常費用	円	経営収益	円
事業資産管理費	11,754,005,803	業務収入	11,754,005,803
道路管理費	5,458,463,368	道路料金收入	11,371,287,685
ETCマイレージ還元負担金	5,375,399,899	ETCマイレージ還元負担金収入	11,229,016,553
一般管理費	83,063,669	業務雑収入	48,332,517
一般管理費	397,755,316	ETCマイレージ引当金戻入	93,504,415
賞与引当金繰入額	290,877,528	受託業務収入	434,200
退職給付費用	38,095,711	受託業務収入	331,005,000
被災償却費	20,534,194	業務外収益	331,005,000
	48,247,883	地方公共団体負担金戻入	51,713,118
引当金等繰入	4,553,119,813	総益	9,376,182
償還準備金繰入	4,524,678,815		42,336,936
償還準備積立金繰入	28,441,200		
受託業務費	331,005,000		
受託業務費	331,005,000		
業務外費用	1,013,662,304		
債券利息	503,704,790		
借入金利息	472,438,289		
元利金支払手数料等	1,905,366		
債券発行費償却	34,540,133		
維持	1,073,726		
合計	11,754,005,803	合計	11,754,005,803